令 和 7 年 度 版

(2025 年度版)

事　業　概　要

名古屋市児童福祉センター

目　　次

児童福祉センターの概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
　１　基本理念 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
　２　沿革 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
　３　機構及び事務分掌 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
　４　施設の規模 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
　５　事業内容一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
　６　区域及び施設配置図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

各部門の事業実績 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
　１　児童相談所 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
　　⑴　業務の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
　　ア　相談の種類と内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
　　イ　相談援助活動の流れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
　　ウ　援助の種類と内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
　２　中央療育センター ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
　　⑴　療育相談部門 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
　　ア　相談 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
　　（ア）新規来所相談 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
　　（イ）初診前サポート ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
　　イ　療育グループ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
　　（ア）就園前グループ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
　　（イ）並行グループ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
　　（ウ）相談グループ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
　　（エ）親グループ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
　　ウ　相談支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
　　エ　関係機関との連携・地域支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
　　（ア）関係機関との連携 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
　　（イ）講座の開催 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
　　（ウ）巡回療育 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
　　（エ）訪問療育 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
　　オ　愛護手帳判定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
　　⑵　診療部門 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
　　ア　心療科 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
　　イ　リハビリテーション科・整形外科 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
　　ウ　耳鼻いんこう科 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
　　エ　歯科 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
　　オ　眼科 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

カ　訓練　・・・

第１

児童福祉センターの概要

基　本　理　念
沿　　革
機構及び事務分掌
施　設　の　規　模
事　業　内　容　一　覧
区域及び施設配置図

1 基本理念

名古屋市児童福祉センター基本理念

名古屋市児童福祉センターは、「児童の権利に関する条約」、「児童福祉法」等の趣旨を実現するとともに市民の皆さんの信頼に誠実に応えるため、次の通り基本理念を定めます。

- すべての児童をかけがえのない存在として尊重し、児童の最善の利益を最優先します。
- 児童の人権を擁護し、自己実現を援助します。その職務を遂行する過程で知りえたプライバシーを保護します。
- 専門的知識や技術の研鑽に常に励み、最良のサービスを提供します。
- 医療、保健、教育その他児童福祉に関連する機関等と積極的に連携し、協働します。

平成15年6月

2 沿革

昭和31年　6月 地方自治法の一部改正（大都市に関する特例の追加）により児童福祉に関する
　　事務等が愛知県から名古屋市に移譲される。
昭和31年 11月 名古屋市立保育短期大学（昭和区白金町）内に、「名古屋市児童相談所」を設置（1日）
　　所長[部長級]以下4係（庶務係、相談係、診断指導係、保護係）体制
昭和32年 12月 新庁舎（昭和区下構町）に移転（一時保護所を中区王子町から移転）
昭和38年　4月 民生局で児童福祉に関する総合対策を実施
昭和38年　8月 次長を置く
昭和41年　4月 児童福祉の総合対策に関する調査費計上
昭和41年　9月 名古屋市児童福祉審議会に「児童福祉センターの在り方」を諮問
昭和42年　4月 「措置係」を新設
昭和42年　7月 名古屋大学教育学部大西誠一郎教授研究室に「児童福祉センターの在り方」に関する
　　調査委託
昭和42年　9月 調査委託報告書提出
昭和42年 12月 名古屋市児童福祉審議会が「児童福祉センターの在り方」を答申
昭和43年　4月 児童福祉センターの内容、建設用地等を具体的に検討
昭和44年　1月 国立八事療養所跡地（国有地）を用地として内定
昭和44年　2月 民生局内にプロジェクトチームを作り、センター構想の具体案作成
昭和44年　6月 建設規模運営等に関する具体的事項確定（プロジェクトチーム解散）
昭和44年　7月 補正予算で建設費計上、国有地払下げ設計等を進める
昭和45年　4月 児童福祉センター第1期工事着工（昭和区川名山町　国立八事療養所跡地）
昭和46年　2月 開設準備事務開始
昭和46年　3月 第1期工事完了（児童相談所本館、付設一時保護所、中央児童館及び付設遊園地完成）
昭和46年　5月 「名古屋市児童福祉センター」開所（1日）
　　児童相談所は、児童福祉センターの組織内に入る
　　新設の「健全育成係」が、中央児童館の業務を担当
　　年度内に第2期工事（肢体不自由児通園施設、昭和児童交通遊園）完了
昭和47年　5月 わかくさ学園（肢体不自由児通園施設）開所（4日）
　　中央児童館付設遊園地に昭和児童交通遊園開所（4日）
　　心身障害児（者）家庭奉仕員（ホームヘルパー）配置
　　年度内に第3期工事（情緒障害児短期治療施設、精神薄弱児通園施設）完了
昭和48年　5月 児童福祉センター完工式（26日）
昭和48年　6月 くすのき学園（情緒障害児短期治療施設）開所（1日）
　　くすのき学園に「治療係」、「生活指導係」の2係設置
　　市立滝川小学校分教場併設
昭和48年　8月 所長以下3課2学園11係に機構改革（24日）
　　「管理課」（新設）ー庶務係、「管理係」（新設）、健全育成係
　　「相談課」（新設）ー相談係、措置係、診断指導係、保護係、「心身障害係」（新設）
　　「医務課」（新設）ー「医務係」（新設）
　　くすのき学園ー治療係、生活指導係
　　「わかくさ学園」ー療育係から改称
　　次長制廃止

昭和49年　4月 「みどり学園」（精神薄弱児通園施設、昭和区下構町に既存）がセンター内に移転（8日）
　　所長以下3課3学園11係
昭和49年　6月 センター内に、心身障害児対策協議会が発足、療育事業の在り方を検討
昭和50年　1月 在宅心身障害児の療育事業（拠点療育）開始
　　最初の拠点を瑞穂児童館とし、心身障害係、医務係から要員派遣
昭和51年　4月 くすのき学園の児童定員を入所部35名、通園部15名に変更
昭和52年　4月 療育グループの体系化を図る
昭和55年　4月 医務課を「療育室」と改称、「療育係」新設　療育事業の整備充実を図る
昭和57年 10月 難聴幼児通園施設の設置及び心身障害児の診断、検査、訓練のための療育棟建設に着工
昭和58年　3月 療育棟完成
昭和58年　5月 障害児療育の一元化を図るため機構改革により療育室再編
　　「障害児総合通園センター」発足
　　療育室 …「相談指導係」（心身障害係を改称）、療育係、医務係、みどり学園、
　　わかくさ学園、「すぎのこ学園」（新設）
　　すぎのこ学園（難聴幼児通園施設）開所（11日）
昭和59年　4月 くすのき学園中学生措置児童受入れ開始　年度内に市立川名中学校分教場併設
昭和60年　9月 相談課相談係にて在宅指導班設置（26日）
昭和63年　5月 児童遊園地内に財団法人日本宝くじ協会寄贈遊具による「わいわい広場」完成
平成 2年　3月 くすのき学園プレイルーム・談話室新築
平成 3年　6月 くすのき学園中学校棟・中央児童館ボランティアルーム完成
平成 4年　4月 ひきこもり・不登校児童対策事業開始
平成 9年　4月 児童福祉専門員配置
　　5月 児童虐待電話相談事業開始
平成10年　4月 相談課の機構改革（1日）　措置係、相談係、診断指導係の事務分掌を見直し、相談係、
　　指導係、判定指導係に再編
平成11年　4月 みどり学園　精神薄弱児通園施設→知的障害児通園施設
平成12年　4月 障害児等ホームヘルプサービス事業を各区に移管
　　児童虐待対応協力員配置
平成13年　1月 のびのび子育てサポート事業開始　のびのび子育てサポート事業従事嘱託員（1名）配置
平成13年　4月 相談課に「主査」を配置
　　8月 中央児童館内になごや子育て情報プラザを設置
平成14年　4月 相談課に児童虐待防止班を設置　児童相談協力員（2名）配置
平成16年　4月 児童虐待対応協力員1名→2名配置　里親支援員（1名）配置
　　子育支援コーディネーター2名配置
平成17年　3月 一時保護所を敷地内移転改築
　　4月 相談課に主幹（児童虐待対策）配置
平成18年　4月 療育室相談指導係内に「発達障害者支援センター」の機能を設置
平成19年　4月 診療所機能の充実のため、療育室医務係から総合診療室医務係に再編
　　療育室相談指導係から、発達障害者支援室を新設
　　9月 「なごや子育て情報プラザ」が中区矢場町ナディアパーク内に移転し、
　　「子ども・子育て支援センター758キッズステーション」として新たにオープン
平成20年　4月 里親委託推進員（1名）配置
平成22年　3月 中央児童館閉館に伴い「管理課」健全育成係廃止（31日）
　　4月 「くすのき学園」治療係及び生活指導係廃止、副園長を配置
　　5月の移転に伴い、「情緒障害児学級」が市立滝川小学校から市立川原小学校に移管
平成22年　5月 新庁舎（昭和区折戸町）に移転（6日）。同時に中川区小城町に「西部児童相談所」を
　　新設。同日、機構改革。
　　「管理課」庶務係及び管理係廃止→「管理課」事務管理係

「総合診療室」廃止
「相談課」相談係→相談調整係
指導係→相談援助第1係、相談援助第2係、相談援助第3係
判定指導係→判定援助係
「療育室」→「中央療育センター」
「療育室」相談指導係廃止
療育係→療育相談係
「診療係」を新設し、「主幹（診療）」を配置

平成23年　4月 相談課に「主査（児童虐待対策に係る連絡調整）」を配置（愛知県警察官併任）

平成24年　4月 中央児童相談所長を専任化し、児童福祉センター所長の兼務を解く
虐待緊急介入班として主幹1名、主査１名、主事１名、嘱託職員２名を配置
わかくさ学園　肢体不自由児通園施設→医療型児童発達支援センター
みどり学園　知的障害児通園施設→福祉型児童発達支援センター
すぎのこ学園　難聴幼児通園施設→福祉型児童発達支援センター

平成25年　4月 くすのき学園「情緒障害児学級」が、市立川原小学校分校、市立川名中学校分校となる
中央児童相談所から区に兼務職員（北区・緑区・名東区に各１名）を配置
家庭復帰支援員（2名）、児童相談対応協力員（3名）配置

平成26年　4月 相談課に「主査（医学的指導）」を配置
中央児童相談所から区に兼務職員（守山区・天白区に各１名）を配置

平成27年　4月 相談課虐待緊急介入班の「主幹」に弁護士（特定任期付職員）を配置
相談課に「主査（家庭復帰・里親支援）」を配置
中央児童相談所から区に兼務職員（中区に１名）を配置
「中央療育センター」療育相談係及び診療係廃止→診療相談係
中央療育センターに「主査（診療）」を配置

平成28年　4月 相談課相談援助係に第４係を増設
中央児童相談所から区に兼務職員（千種区・東区・瑞穂区に各１名）を配置

平成29年　4月 相談課に児童相談所に係る企画調整担当として主幹1名、主査1名、主事2名を配置
中央児童相談所から区に兼務職員（昭和区に１名）を配置
くすのき学園　情緒障害児短期治療施設→児童心理治療施設

平成30年　4月 中央児童相談所から区支所に兼務職員（北区楠支所、緑区徳重支所に各１名）を配置
中央療育センターに「主査（作業療法指導）」を配置
5月 緑区鳴海町に「東部児童相談所」を新設、相談課相談援助第４係を廃止

平成31年　4月 中央児童相談所から区支所に兼務職員（守山区志段味支所に１名）を配置
「発達障害者支援室」廃止→「発達障害者支援センター」
中央療育センター「主査（作業療法指導）」廃止

令和2年　4月 中央療育センターに「主査（診療）」を1名増員
くすのき学園　副園長を廃止

令和3年　4月 相談課に「主査（障害児に係る相談援助等）」を配置
相談課に「主幹（学校教育との連携）」を配置（教育委員会併任）

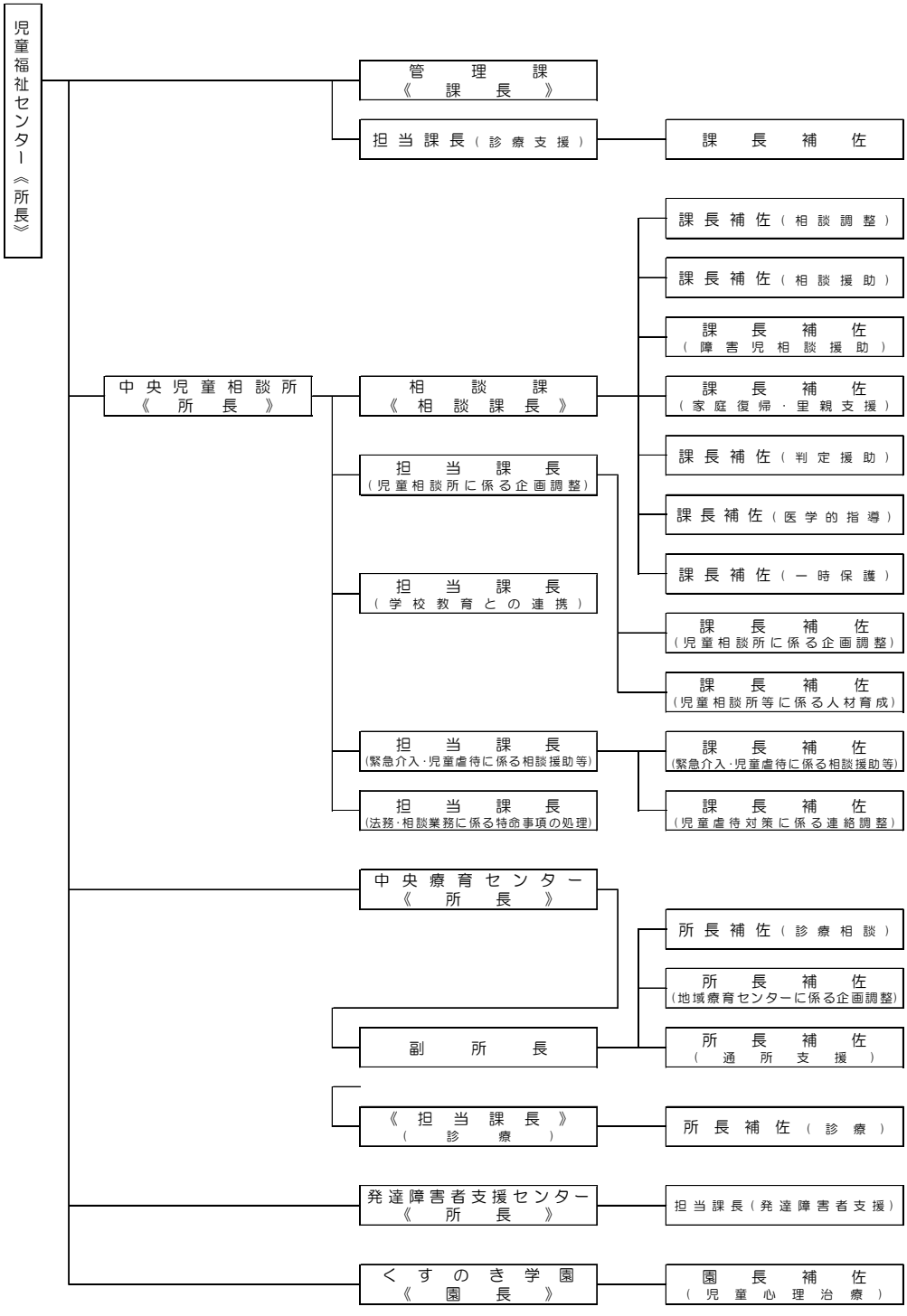
令和5年　4月 中央療育センターに「主査（地域療育センターに係る企画調整）」を配置
中央児童相談所から区に兼務職員（千種区、守山区、名東区に各１名→各２名）を配置

令和6年　4月 中央児童相談所から区に兼務職員（中区、北区に各１名→各２名）を配置

令和7年　4月 相談課に「課長補佐（児童相談所等に係る人材育成）」を配置
中央児童相談所から区に兼務職員（昭和区に１名→２名）を配置
中央療育センターに「所長補佐（診療相談）１名→２名」を配置
児童福祉法の改正を受け、令和７年４月より、中央療育センターにおいて、「みどり学園」「わかくさ学園」「すぎのこ学園」の３つの学園を解消し、中央療育センター通園部として一元化した。
発達障害者支援センター「担当課長（発達障害者支援）」を配置
発達障害者支援センター「所長補佐（発達障害者支援）」を廃止

3 機構及び事務分掌

（令和7年4月1日現在）



【児童福祉センター】

【管理課】

(1) センターの庶務及び経理（相談課相談調整係の主管に属するものを除く）
(2) センターの事務に係る調査、統計及び企画（相談課相談調整係の主管に属するものを除く）
(3) 診療報酬の請求手続
(4) センターの施設及び敷地の管理
(5) 入所者等の給食
(6) 所長の指定する診療に係る支援及び指導
(7) 中央児童相談所、中央療育センター、発達障害者支援センター及びくすのき学園の主管に属しないこと

【担当課長（診療支援）】

(1) 所長の指定する診療に係る支援及び指導

【中央児童相談所】

【相談課】

(1) 中央児童相談所の庶務及び経理
(2) 中央児童相談所の事務に係る調査、統計及び企画
(3) 児童相談所に係る総合的な調査、統計及び企画
(4) 児童相談所等に係る研修の企画及び実施
(5) 児童の相談・通告・送致等の受付
(6) 児童の相談業務に係る関係機関との連絡
(7) 同居児童の届出の受理
(8) 児童記録票及び関係書類の整理保管
(9) 児童及び家族の調査及び指導
(10) 児童福祉施設への入所その他児童の措置
(11) 措置等に係る関係機関との連携
(12) 一時保護の決定
(13) 里親
(14) 児童の家庭療育の普及
(15) 障害児の一時保護、措置等に係る連絡調整
(16) 施設入所等児童の家庭生活への復帰
(17) 児童の心理学的判定（中央療育センター診療相談係の主管に属するものを除く）
(18) 児童及び家族に対する心理学的指導及び治療（中央療育センター診療相談係の主管に属するものを除く）
(19) 中央児童相談所長の指定する児童及び家族に対する医学的指導等
(20) 児童の一時保護
(21) 一時保護児童の生活観察及び生活指導
(22) 一時保護児童の所持品、証拠品及び遺留金品の保管及び処分
(23) 緊急を要する児童虐待に係る一時保護その他中央児童相談所長の指定する児童の安全の確認及び確保
(24) 児童虐待の防止及び対策
(25) 中央児童相談所長の指定する相談業務
(26) 児童の安全確認等に係る指導、助言その他の援助

【担当課長（児童相談所に係る企画調整）】

(1) 児童相談所に係る総合的な調査、統計及び企画

【担当課長（学校教育との連携）】

(1) 児童相談所に係る学校教育との連携

【担当課長（緊急介入・児童虐待に係る相談援助等）】

(1) 緊急を要する児童虐待に係る一時保護その他中央児童相談所長の指定する児童の安全の確認及び確保
(2) 児童虐待の防止及び対策
(3) 中央児童相談所長の指定する相談業務

【担当課長（法務・相談業務に係る特命事項の処理）】

(1) 相談業務に係る法務
(2) 中央児童相談所長の指定する相談業務に係る特命事項の処理

【中央療育センター】

(1) 児童に関する療育相談、看護及び指導
(2) 児童に対する医学的、心理学的及び社会学的な検査及び判定
(3) 児童に対する療育に関する医療の提供
(4) 児童に関する療育訓練
(5) 愛護手帳の交付に係る判定
(6) 地域療育センターに係る総合的な調査、統計及び企画
(7) 地域療育センター間の連携の推進
(8) 中央療育センターの診療
(9) 中央療育センター所長の指定する児童に係る医学的診断、検査、治療及び指導
(10) 中央療育センター等倫理審査委員会

【担当課長（診療）】

(1) 中央療育センターの診療
(2) 中央療育センター所長の指定する児童に係る医学的診断、検査、治療及び指導

【発達障害者支援センター】

(1) 発達障害者の医学的指導
(2) 発達障害者の相談及び支援
(3) 発達障害者の支援に係る研修及び講習
(4) 発達障害者の理解・支援に係る情報提供及び普及啓発
(5) 発達障害者の支援に係る関係機関との連携

【担当課長（発達障害者支援）】

(1) 発達障害者の医学的指導

【くすのき学園】

(1) 家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童の治療及び家族の指導
(2) 家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童の生活指導

4 施設の規模

区　　分	児童福祉センター			児童定員
	面　積	内　　訳		
	㎡		㎡	人
中央児童相談所	1,989.01	相談・管理	1,989.01	―
	1,060.05	一時保護施設	817.36	25
		厨房	242.69	―
		園庭	(656.70)	―
中央療育センター	3,506.94	通園部（つぼみ・すぎのこ）	1,354.51	55
		診療所	1,671.77	―
		療育相談部門	480.66	―
くすのき学園［児童心理治療施設］	3,158.67	治療・生活指導	1,879.97	50
		小学校	513.77	―
		中学校	531.80	―
		室内運動場	233.13	―
発達障害者支援センター	211.48			―
延床面積小計	9,926.15			―
その他の施設	169.11	附属棟	169.11	―
延床面積合計	10,095.26			―
敷地面積合計	11,828.83			―

附属棟内訳
- 駐車場屋根
- 駐輪場屋根
- ポンプ室
- 廃棄物置場
- 屋外倉庫
- 運転士詰所

5 事業内容一覧

児童福祉センター		各事業部門 設立の趣旨及び目的	各事業部門 運営等	管理部門
中央児童相談所	相談課	児童福祉法第12条により設置された児童相談所の業務を行う。管轄区域は名古屋市北東部（千種、東、北、中、昭和、守山、名東）の7区で、児童（18歳未満）に関するあらゆる相談に応じ、当該児童及びその家族について必要な調査及び判定（医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定）並びに必要な指導を行う。 （事業開始　昭和31年11月） 一時保護所 児童福祉法第12条の4により設置され、子どもに必要な一時保護を行うとともに、その生活観察を行う。 児童定数　25	児童福祉法上児童相談所長のとるべき職務及び市長からの委任事務（施設入所措置等）を処理している。 児童福祉司を相談援助係に配置し、子どものあらゆる相談に応じている。 子どもの一時保護に際しては、 1　情緒の安定と健康な身体の維持・増進 2　社会性の養成 3　子どもの発達段階に応じた生活指導 を基本指導理念として、保護・観察・指導を行っている。 夜間は、指導員 1、保育士 1、会計年度任用職員 1による夜勤体制をとっている。	管理課 人事・経理等事務、施設管理及び給食調理
中央療育センター		障害児の早期発見と早期療育の中核的機能を果たすことを目的としている。障害の相談、指導、診断、検査及び判定を行い、その障害に応じた適切な治療を行う。 障害児の療育を円滑かつ総合的に実施するために障害児関係施設、保健センター、病院等関係機関との密接な連携を図っている。 愛護手帳判定機関として判定業務を行っている。 （事業開始　昭和58年5月）	【障害児相談、診断、検査、判定】 障害児に関するあらゆる療育相談に応じ、医師、聴能言語訓練担当職員、セラピスト等を配置し、総合的専門的な診断、検査、判定体制をとっている。 【グループ療育】 障害の状態等に応じ、「早期」「相談」「就学前」「並行」の区分でグループ療育を実施している。 【個別療育】 それぞれの障害に応じ、各専門職による療育指導を行っている。 【専門職の派遣】 障害児関係施設・機関へスタッフを派遣し、療育援助及び連携の強化を図っている。	
	通園部つぼみ　あか組・もも組・きい組・あお組（福祉型児童発達支援センター）	主に知的障害の子ども（おおむね満2歳以上、就学前）の通所療育施設。基本的生活能力、集団への適応性の向上を目指す。 全市16区のうち、中区、昭和区及び天白区の児童が対象である。	児童指導員と保育士が、子どもの年齢や特性に応じたクラスを担当している。食事、排泄、着替え、手洗い、歯磨き等基本的な日常生活習慣を身につけるとともに、音楽・体育・自由あそび・造形・歩行訓練・機能訓練等を通じて療育を行っている。 また、保護者に対しても、保護者学習会、保護者参観等を行っている。卒退園児のアフターケアにも努めている。	

児童福祉センター		各事業部門		管理部門
		設立の趣旨及び目的	運　　営　　等	
中央療育センター	通園部つぼみ　わかくさ組（医療型児童発達支援センター）	運動発達に遅れがある、日常的に医療的ケアが必要となる児童が保護者と通う児童発達支援センター。一人ひとりの障害や特性、発達に応じた支援を児童と保護者に行い、保護者と一緒に登園し他の園児や職員と安心して過ごす経験を通じ、表現力や豊かな心、社会性を育む。	親子の通園施設として、医師、保育士、看護師、理学療法士、作業療法士が一体となって、個々の子どもの障害や症状に応じた訓練（理学療法・作業療法）、様々な療育（プール療育、スヌーズレン、音楽療法等）、行事を行っている。 また、保護者との個人懇談や進路ガイダンス、各種学習会等を行っている。卒退園児のアフターケアにも努めている。	管理課　人事・経理等事務、施設管理及び給食調理
	通園部　すぎのこ（福祉型児童発達支援センター）	聞こえに障害のある子どもたちのコミュニケーションやことばの力を育てることを目的として、保護者と通ってもらう施設。補聴器を適合して残存聴力を活用したり、聴力の適切な管理を行うことや集団の中でやりとりする楽しさを体験することで、社会参加意欲を高めるとともに、やりとりの力をつけ、ことばを習得する手助けを行う。 また、保護者にも訓練・療育の場や勉強会に参加していただくことで難聴に対する知識を深めてもらう。	親子の通園施設として、言語聴覚士、児童指導員、保育士が一体となって、聞こえに障害のある子どもたちの訓練・療育を行うとともに、地域療育センターとして、聴覚・言語障害児のためのことばの相談、保険診療による聴力検査、言語検査、外来訓練を行っている。 また、保護者に子どもへの接し方、聴覚やことばの発達、補聴器のしくみなど必要な知識や家庭での訓練方法を指導している。	
くすのき学園（児童心理治療施設）		心理的問題を抱え、日常生活の多岐に渡り支障をきたしている子どもたちに対して心理治療、生活指導及び学校教育を総合的に行う治療施設。 全市域対象で、小・中学生が入所または通所している。 生活棟で起居する入所部〈定数35〉、家庭や施設等から通う通所部〈定数15〉、必要に応じて心理治療等を行う外来〈定数の定めはない〉とがある。 （事業開始　昭和48年6月）	【心理治療】 セラピストが担当し、「個人心理療法」的な治療技法を中心として、遊戯療法、カウンセリング等を行う。児童への心理治療と併行して家族へのガイダンス、カウンセリング等もなされる。また地域、学校との連携、環境調整のためのケースワークを必要に応じて行う。 【生活指導】 児童指導員及び保育士が担当する。寮の日常生活、レクリエーション、グループワーク等を介して社会性を伸ばすとともに、担当職員との個別的かかわりを通じて情緒の安定と成長を援助する。 【学校教育】 地域の小・中学校の分校で行う。児童ひとりひとりの学習意欲や学力に応じつつ、その力を引き出していく学習活動を行う。	
発達障害者支援センター		平成１７年に施行された発達障害者支援法に基づいて設立。子どもから大人までの発達障害者の支援を行い、医療、教育、労働、福祉等の関係機関とネットワークを作る。 （事業開始　平成18年4月）	【相談業務】 発達障害者本人や家族、関係者等の相談を受け、必要に応じて関係機関につないでいる。 【人材育成】 支援者を養成するための研修や講師派遣を行っている。 【普及啓発・情報発信】 発達障害者について理解を深めるために市民向け講演会等を開催したり、ガイドブック等を作成している。 【地域支援マネージャー事業】 地域支援機能の強化のため、機関コンサルテーション事業と研修会を行っている。	

6 区域及び施設配置図



中央児童相談所

西部児童相談所

東部児童相談所

第２

各部門の事業実績

児　童　相　談　所
中央療育センター
くすのき学園
発達障害者支援センター

1 児童相談所

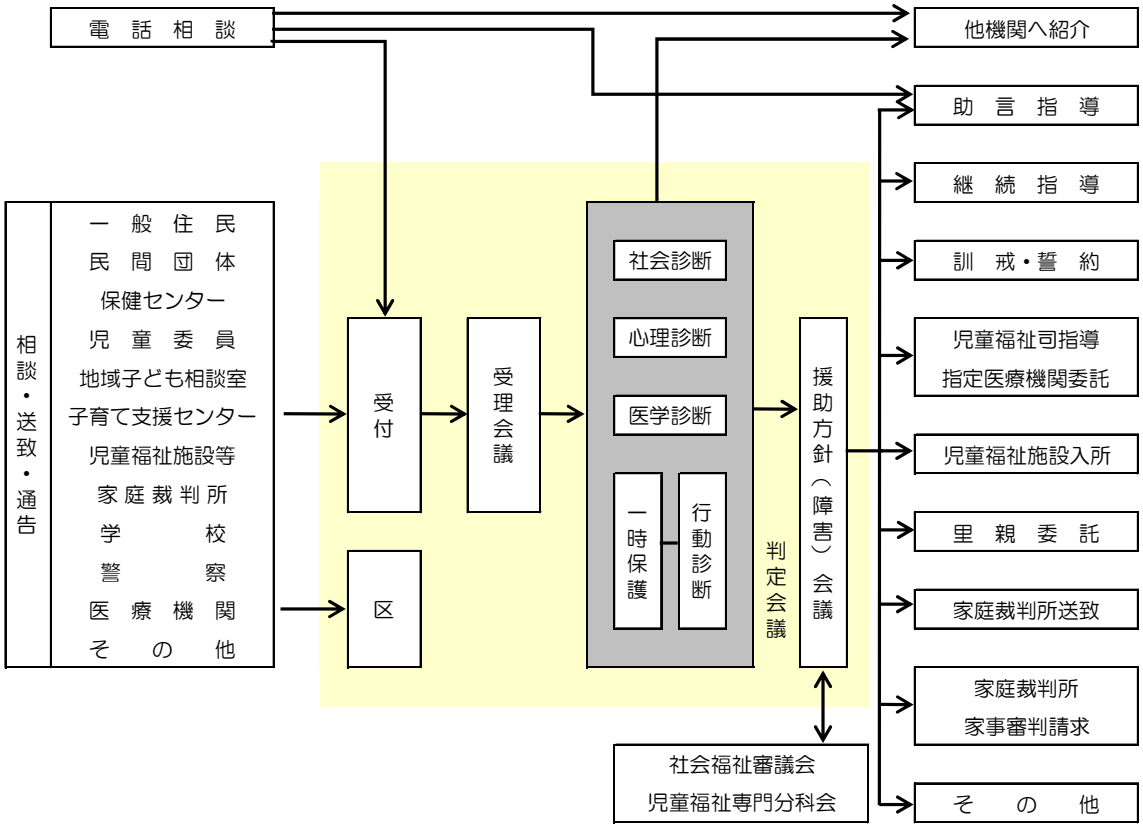
（1）業務の概要

ア 相談の種別と内容

児童相談所（中央児童相談所・西部児童相談所・東部児童相談所）は、区との役割分担のもとで、区に対して児童家庭相談の適切な支援を行うとともに家庭その他からの相談や通告に対し、幅広い専門機関や職種との連携、司法関与の仕組みを有効に活用することにより、援助活動を迅速かつ的確に展開している。

養護相談		父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、就労及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、虐待を受けた子ども、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ子等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談
保健相談		未熟児、虚弱児、内部機能障害、小児ぜんそく、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談
障害相談	肢体不自由	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	視聴覚障害	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談
	言語発達障害等	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞、学習障害や注意欠陥多動性障害等発達障害を有する子ども等に関する相談
	重症心身障害	重症心身障害児（者）に関する相談
	知的障害	知的障害児に関する相談
	自閉症等	自閉症若しくは自閉症同様の症状を呈する子どもに関する相談
非行相談	ぐ犯行為等	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から児童福祉法第25条による通告のない子どもに関する相談
	触法行為等	触法行為があったとして警察署から児童福祉法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所からの送致のあった子どもに関する相談。受付時に通告はないが、調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談
育成相談	性格行動	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力等性格行動上の問題を有する子どもに関する相談
	不登校	学校及び幼稚園及び保育園に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談（非行、精神疾患及び養護問題が主である場合を除く。）
	適性	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	育児・しつけ	家庭内における幼児のしつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談
その他の相談		上記のいずれにも該当しない相談

イ 相談援助活動の流れ


電話相談
他機関へ紹介
助言指導
継続指導
訓戒・誓約
児童福祉司指導
指定医療機関委託
児童福祉施設入所
里親委託
家庭裁判所送致
家庭裁判所
家事審判請求
その他
相談・送致・通告
一般住民
民間団体
保健センター
児童委員
地域子ども相談室
子育て支援センター
児童福祉施設等
家庭裁判所
学校
警察
医療機関
その他
受付
区
受理会議
社会診断
心理診断
医学診断
一時保護
行動診断
判定会議
援助方針（障害）会議
社会福祉審議会
児童福祉専門分科会

ウ 援助の種類と内容

援助は、在宅指導等、児童福祉施設入所措置等とその他に分けられ、原則として援助方針(障害)会議により決定される。

在宅指導等	措置によらない指導	助言指導	1回または数回の助言、指示、説得、承認、情報提供等の適切な方法により、問題が解決すると考えられる子どもや保護者に対する指導をいう。
		継続指導	複雑困難な問題を抱える子どもや保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法による継続的なソーシャルワーク、心理療法やカウンセリング等を行うものをいう。
		他機関あっせん	他の専門機関において、医療、指導、訓練等を受けることが適当と認められる場合、子どもや保護者等の意向を確認のうえ当該機関をあっせんすることをいう。
	措置による指導	児童福祉司指導	複雑困難な家庭環境に起因する問題を有する子ども等、援助に専門的な知識、技術を要する場合に、子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは、必要に応じて通所させる等の方法により継続的に指導を行うことをいう。
		児童委員指導	問題が家庭環境にあり、児童委員による家庭間の人間関係の調整又は経済的援助等により解決すると考えられるケースの指導を委託する。
		児童家庭支援センター指導	地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により児童家庭支援センターによる指導が適当と考えられるケースの指導を委託する。
		知的障害者福祉司社会福祉主事指導	問題が知的障害に関するもの及び貧困その他環境の悪条件等によるもので、知的障害者福祉司又は社会福祉主事による指導が適当な場合に行う。
		障害児相談支援事業を行う者の指導	障害児及びその保護者であって地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により障害児相談支援事業を行う者による指導が適当と考えられる事例に対して行う。
		訓戒、誓約措置	子ども又は保護者に注意を喚起することにより、問題の再発を防止できる見込みがある場合に行い、養育の方針や留意事項等を明確に示すよう配慮する。
里親			家庭での養育に欠ける子ども等に、その人格の完全かつ調和のとれた発達のための温かい愛情と正しい理解をもった家庭を与えることにより、愛着関係の形成など子どもの健全な育成を図る。
小規模住居型児童養育事業を行う者への委託（ファミリーホーム）			家庭的な環境の下で、要保護児童の養育に関し相当の経験を有する養育者により、きめ細やかな養育を行い、子ども間の相互作用を生かしつつ、子どもの自主性を尊重した養育を行う。
児童福祉施設入所措置 指定医療機関委託			家庭での子どもの養育が困難な場合、または専門的な治療、指導等が必要な場合に、子どもの状態に応じて適切な施設を紹介し、入所させる。
児童自立生活援助の実施（自立援助ホーム等）			義務教育を終了したもののいまだ社会的自立ができていない20歳未満の子ども等（小規模住居型児童養育事業、里親、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設に措置された子ども等でその措置を解除されたものその他について、都道府県知事等がその子ども等の自立のために援助及び生活指導が必要と認めたもの）について、就職先の開拓や仕事や日常生活上の相談等の援助を行うことにより、社会的自立の促進に寄与することを目的とする。
市町村（区）送致			児童相談所による指導よりも、市町村による在宅支援サービスの提供等の支援及び指導等を活用した支援が適切であると考えられる事例について、児童相談所から市町村へ事案を送致する。
福祉事務所送致等			子どもや保護者等を福祉事務所の知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させる必要がある場合や、助産・母子保護・保育の実施が必要である場合、15歳以上の子どもについて身体障害者更生援護施設や知的障害者援護施設に入所させることが適当である場合において、福祉事務所又は市町村に送致、報告又は通知する。
家庭裁判所送致			触法少年及びぐ犯少年を家庭裁判所の審判に付することが適当と認められる場合（児童福祉法第27条第1項第4号）。児童自立支援施設入所中等の子どもの行動自由の制限を行うまことにやむをえない事情があると認められる場合（児童福祉法第27条の3）に行う。
家庭裁判所家事審判請求			児童虐待の場合等で親の同意の得られない場合の施設入所の承認（児童福祉法第28条）や親権喪失宣告の請求、未成年後見人選任・解任の請求を行う。

2 中央療育センター

（1）療育相談部門

中央療育センターにおける相談の入口が、療育相談部門である。主に電話で相談受付をし、内容に応じて診察を行い、会議を経て方針を決定している。就学前児童は、中・昭和・瑞穂・熱田・天白の５区を、学齢児新規相談は全市を担当している。

また、療育グループ、相談支援業務、関係機関との連携を行うとともに、18 歳未満を対象とした全市の愛護手帳判定業務を行っている。

ア 相談

(ア) 新規来所相談

令和７年度の新規来所相談の延べ人数は８８９人であった。内訳は、心療科初診（注１）833 人、リハビリテーション科・整形外科初診（注２）32 人、耳鼻いんこう科初診（注3）22 人、その他（注４）２人であった。初診待ちは就学前は概ね３ヶ月、学齢児は概ね６ヶ月で、学齢児の待機期間が長くなっている。

注１：小児科及び精神科。医師とセラピストが、発達検査や各種心理検査、行動観察を同時に行う。

注２：主に運動発達の遅れが主訴である未歩行児を対象としてリハビリテーション科・整形外科医師と小児科医師が、診察を行う。

注３：聴力や発音の遅れのみで、他の発達についての心配が少ない児童を対象として、言語聴覚士が聴力検査や構音検査を実施し、耳鼻咽喉科医師と小児科医師が診察を行う。

注４：出張判定等による愛護手帳新規取得判定の相談

表１－１　新規相談　主訴（症状）別・年齢別状況

（単位：人）

区　分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	小学生以上	計	構成割合
運動発達	7	15	2	1	1	0	0	3	29	3.2 %
言語発達	0	12	94	69	19	24	4	24	246	27.7 %
精神発達	0	2	1	1	4	3	3	332	346	38.9 %
全体発達	0	8	2	1	2	1	0	3	17	1.9 %
聴覚	1	1	5	2	2	1	0	2	14	1.6 %
視覚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0 %
性格行動	0	4	24	67	49	43	10	40	237	26.7 %
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0 %
計	8	42	128	141	77	72	17	404	889	100.0 %

注：年齢は相談時点の満年齢である。（以下、表１－５まで同じ）

表１－２　新規相談　来所経路別・年齢別状況

（単位：人）

区　　分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	小学生以上	計	構成割合
社会福祉事務所	0	2	0	1	0	2	0	30	35	3.9 %
保健センター	0	15	70	74	24	19	1	21	224	25.2 %
医療機関	8	14	22	11	5	5	2	101	168	18.9 %
児童福祉施設	0	3	4	3	1	0	2	9	22	2.5 %
保育所	0	0	16	28	19	25	0	1	89	10.0 %
幼稚園	0	0	1	5	7	5	2	1	21	2.4 %
学校	0	0	0	0	0	0	3	114	117	13.2 %
近隣知人	0	1	0	1	2	1	0	7	12	1.3 %
家族・親族	0	3	5	7	1	3	2	77	98	11.0 %
その他	0	4	10	11	18	12	5	43	103	11.6 %
計	8	42	128	141	77	72	17	404	889	100.0 %

注：その他にはインターネットを含む。

表１－３　障害種別・年齢別状況

（単位：人）

区　　分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	小学生以上	計	構成割合
知的障害	1	8	11	20	10	2	3	158	213	24.0 %
知的障害＋肢体不自由	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0 %
自閉症＋知的障害	0	8	32	24	8	7	3	65	147	16.5 %
自閉症	0	4	49	41	31	24	5	45	199	22.4 %
肢体不自由	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0.1 %
肢体不自由＋知的障害	0	1	0	0	0	1	0	1	3	0.3 %
重症心身障害	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0.3 %
言語発達障害等	0	4	25	38	11	24	0	41	143	16.1 %
聴覚障害	1	1	5	2	2	1	0	0	12	1.4 %
視覚障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0 %
その他	5	16	6	16	15	13	6	91	168	18.9 %
計	8	42	128	141	77	72	17	404	889	100.0 %

注：知的障害と肢体不自由が合併している場合は、主たるものから順に記載している。

表１－４　処遇方針別・年齢別状況

（単位：件）

区　　分	０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳	６歳	小学生以上	計	構成割合
助　　言	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0 %
経　過　観　察	8	42	126	141	77	72	17	403	886	66.7 %
ケースワーカー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0 %
療育グループ	4	23	51	23	5	4	0	0	110	8.3 %
理学療法（外来）	6	16	2	1	0	0	0	4	29	2.2 %
作業療法（外来）	0	0	0	1	0	1	0	2	4	0.3 %
聴能訓練（外来）	1	1	4	1	2	0	0	0	9	0.7 %
言語訓練（外来）	0	0	0	0	0	3	0	3	6	0.4 %
通　園　施　設	0	0	6	2	4	1	0	0	13	1.0 %
いこいの家紹介	0	5	16	2	0	0	0	0	23	1.7 %
その他の機関紹介	0	0	0	1	0	0	0	3	4	0.3 %
そ　の　他	1	16	60	76	37	32	6	16	244	18.4 %
計	20	103	265	248	125	113	23	431	1,328	100.0 %

注：複数該当あり

表１－５　住所区別・年齢別状況

（単位：人）

区　分	０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳	６歳	小学生以上	計	構成割合
千　種	0	0	1	2	1	0	0	21	25	2.8 %
東	0	0	0	1	0	1	0	14	16	1.8 %
北	0	0	0	0	0	0	0	25	25	2.8 %
西	0	0	0	0	0	0	0	18	18	2.0 %
中　村	1	0	0	0	0	0	0	19	20	2.3 %
中	0	10	21	21	7	9	2	3	73	8.2 %
昭　和	3	7	35	30	21	15	5	16	132	14.9 %
瑞　穂	3	9	19	34	13	12	3	22	115	12.9 %
熱　田	0	6	9	16	9	10	1	7	58	6.5 %
中　川	0	0	0	0	0	0	0	54	54	6.1 %
港	0	0	0	0	0	0	0	34	34	3.8 %
南	0	0	1	0	0	0	0	26	27	3.0 %
守　山	0	0	0	1	0	1	0	43	45	5.1 %
緑	0	0	1	0	1	0	0	48	50	5.6 %
名　東	0	0	1	0	0	0	0	30	31	3.5 %
天　白	1	9	39	36	24	24	6	24	163	18.3 %
市　外	0	1	1	0	1	0	0	0	3	0.4 %
計	8	42	128	141	77	72	17	404	889	100.0 %

（イ）初診前サポート

令和５年７月から初診前サポート事業を開始。事業開始時は１歳半から２歳児までを対象とし、令和５年 11 月からは、就学前児童に対象を拡大した。

初回相談（けやきひろば）では、スタッフが保護者と個別面談するとともに、親子遊びを行った。初回相談後に、必要に応じて、初診前グループ（ことりくらぶ）や初診前サポート巡回を実施した。令和７年度は初回相談を 385 人に実施、初診前グループに 76 人が参加、初診前サポート巡回は１件実施した。

表１－６　初回相談　区別・年齢別状況

（単位：人）

区分	０歳児		１歳児		２歳児		３歳児		４歳児		５歳児		合計		計
	未就園	就園	未就園	就園	未就園	就園	未就園	就園	未就園	就園	未就園	就園	未就園	就園	
千種区	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1
中区	0	1	10	7	6	12	0	6	0	7	0	5	16	38	54
昭和区	1	0	13	10	11	26	2	22	1	13	0	6	28	77	105
瑞穂区	2	0	8	7	10	14	0	18	0	7	0	3	20	49	69
熱田区	1	1	4	0	3	13	0	12	0	4	0	3	8	33	41
天白区	2	1	16	9	15	25	1	22	1	18	0	5	35	80	115
計	6	3	51	33	45	91	3	80	2	49	0	22	107	278	385

表１－７　初回相談　月別実施状況

（単位：人）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	１０月	１１月	１２月	1月	2月	3月	計
未就園児	7	11	9	9	8	12	12	16	7	3	7	6	107
就園児	14	22	21	29	25	24	30	24	35	12	26	16	278
計	21	33	30	38	33	36	42	40	42	15	33	22	385

表１－８　初回相談　処遇方針

（単位：人）

区分	初診前グループ	初診	初診前巡回	継続相談	他機関紹介	終了	計
人数	99	382	0	1	0	5	487

注：複数該当あり

表１－９　初診前グループ（ことりくらぶ）の実施状況

（単位：人）

区　分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	備考
こ と り く ら ぶ	2	35	38	1	0	0	76	毎週水曜日　9:30～10:15 10:45～11:30

注：令和7年4月1日時点の満年齢である。ただし4月1日以降に生まれた児に関しては、0歳に含む。
年度の途中でグループを終了した児を含む。（以下、表2－2から2－4、表2－6から2－10も同じ。）

イ　療育グループ

(ア) 就園前グループ

主に0～2歳児で就園前の子どもを対象に、親子で通う少人数の教室を実施している。

＜就園前グループのねらい＞

- 障害の特性に合わせたペースで、親子で安心して過ごせる環境を提供し、児童と一緒に楽しめることをみつける。
- 児童の特性や発達についての理解を深めてもらい、対応についてともに考える。
- 親の交流や、情報の交換、気持ちを受け止める場とする。

表２－１　就園前グループの実施状況

区　分	グループ数	対象児童	担当職員（単位：人）			
			合計	常勤	会計年度	備　　考
さ く ら ん ぼ 教 室	1	発達遅滞・肢体不自由児・重症心身障害児（0ー2歳児）	7	7	0	保育士・保健師・理学療法士 相談支援専門員・看護師
た ん ぽ ぽ 教 室	1	発達遅滞・言語発達遅滞・肢体不自由児（1ー2歳児）	8	7	1	保育士・保健師 理学療法士・セラピスト （心理・相談支援専門員）
ちゅうりっぷ教室　あか	1	自閉症・広汎性発達障害児（2歳児）	6	4	2	心理・保育士・相談支援専門員 セラピスト
ちゅうりっぷ教室　きいろ	1	自閉症・広汎性発達障害児（2歳児）	6	4	2	心理・保育士・相談支援専門員 セラピスト
どんぐり教室	4	発達遅滞・自閉症・広汎性発達障害児（1歳児）	6	4	2	心理・保育士・相談支援専門員 セラピスト
すみれ教室（月）	2	自閉症・広汎性発達障害児（2歳児）	6	4	2	心理・保育士・セラピスト （相談支援専門員）
すみれ教室（火）	2	自閉症・広汎性発達障害児（2歳児）	6	4	2	心理・保育士・セラピスト （相談支援専門員）
こ と り く ら ぶ	2	初診前サポート（1ー2歳児） 初診までの間に全4回	6	4	2	心理・保育士・セラピスト

注：「ことりくらぶ」も一緒に記載。
「どんぐり教室」は2グループで始め、１２月から隔週に変更し4グループになった。
（　　）の職員は、月1回程度参加。

表２－２　就園前グループ別の児童数

（単位：人）

区　分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	備考（開催日・時間）
さくらんぼ教室	7	5				1	13	毎週月曜日　10:00～11:15
たんぽぽ教室	1	8	4				13	毎週金曜日　9:45～11:00
ちゅうりっぷ教室　あか			10				10	毎週木曜日　9:45～11:00
ちゅうりっぷ教室　きいろ			7				7	毎週木曜日　9:45～11:00
どんぐり教室　A（前半）		5					5	毎週金曜日 10月～隔週　9:30～10:15
どんぐり教室　A（後半）		6					6	毎週金曜日 10月～隔週　10:45～11:30
どんぐり教室　B（前半）		6					6	毎週金曜日 10月～隔週　9:30～10:15
どんぐり教室　B（後半）		6					6	毎週金曜日 10月～隔週　10:45～11:30
すみれ教室（月）（前半）			7				7	毎週月曜日　9:30～10:15
すみれ教室（月）（後半）			8				8	毎週月曜日　10:45～11:30
すみれ教室（火）（前半）			8				8	毎週火曜日　9:30～10:15
すみれ教室（火）（後半）			9				9	毎週火曜日　10:45～11:30
計	8	36	53	0	0	1	98	

表２－３　就園前グループの区別児童数

（単位：人）

区　分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	構成割合
千種区		1	1				2	2.0 %
中区	2	7	10				19	19.4 %
昭和区	2	18	19				39	39.8 %
瑞穂区	3						3	3.1 %
熱田区						1	1	1.0 %
天白区	1	10	23				34	34.7 %
計	8	36	53	0	0	1	98	100 %

表２－４　就園前グループ児童の終了状況（進路）

（単位：人）

保育所・幼稚園 認定こども園 入園	通園施設入園	その他（転居等）	グループ継続	計
60	14	9	15	98

児発のみ（3）、グループ途中で出産に入りその後未確認（2）、経過良好（1）は、その他に計上

(イ) 並行グループ

3～5歳児を対象に、保育所等と並行して親子で通う少人数の教室を実施している。

＜並行グループのねらい＞

- 小集団でのわかりやすい活動を通して、友達への意識や、自信を育てる。
- 親同士の交流や情報交換の場を提供。気持ちを受け止め、児童を理解し、対応をともに考える。

表2－5　並行グループの実施状況

区　分	グループ数	対象児童	担当職員（単位：人）			
			合計	常勤	会計年度	備　　考
こいぬグループ（　月　）	1	発達に遅れや偏りのある児で小集団での療育が必要と思われる3歳児	5	4	1	心理・保育士・セラピスト
こいぬグループ①	1		5	4	1	心理・保育士・保健師 セラピスト
こいぬグループ②	1		5	4	1	心理・保育士・セラピスト
こいぬグループ後期	1		6	4	2	心理・保育士・セラピスト
こぐまグループ	1	発達に遅れや偏りのある児で小集団での療育が必要と思われる4歳児	6	5	1	心理・保育士・セラピスト
ぱんだグループ	1	発達に遅れや偏りのある児で小集団での療育が必要と思われる5歳児	6	4	2	心理・保育士・セラピスト
くれよんくらぶ	2	主に初診を受けた就園児 年4回まで	5	4	1	心理・保育士・セラピスト

注：「くれよんくらぶ」も一緒に記載。

「こいぬグループ後期」は10月から実施。「ぱんだグループ」は9月で終了。

表2－6　並行グループ別の児童数

（単位：人）

区　分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	備考（開催日・時間）
こいぬグループ（月）				9			9	毎週月曜日　15:15～16:30
こいぬグループ①				8			8	毎週火曜日　15:15～16:30
こいぬグループ②				8			8	毎週火曜日　15:15～16:30
こいぬグループ後期				6			6	毎週火曜日 10月～3月　13:30～14:45
こぐまグループ					10		10	毎週月曜日　13:30～14:45
ぱんだグループ						10	10	毎週火曜日 4月～9月　13:30～14:45
計	0	0	0	31	10	10	51	

表２－７　並行グループの区別児童数

（単位：人）

区　分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	構成割合
千　種　区							0	0.0 %
中　　区				4	1	1	6	11.8 %
昭　和　区				8	3	1	12	23.5 %
瑞　穂　区				9	2	2	13	25.5 %
熱　田　区				2	2	1	5	9.8 %
天　　区				8	2	5	15	29.4 %
計	0	0	0	31	10	10	51	100 %

表２－８　並行グループ児童の終了状況

（単位：人）

就　学	経過良好	通園施設入園	その他（転居等）	計
10	36	1	4	51

(ウ) 相談グループ

主に初診を受けたばかりの３～５歳の就園児を対象として、相談グループ（くれよんくらぶ）を実施した。

＜相談グループのねらい＞

・初診直後の親のフォロー、対応の助言、診断の受け止めについてサポートする。

・児童の観察、親との話し合いの上、今後の援助方法を決める。

表２－９　相談グループ（くれよんくらぶ）の実施状況

（単位：人）

区　分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	備考（開催日・時間）
くれよんくらぶ（隔週）	0	0	1	5	4	8	18	毎週木曜日　13:30～14:30 15:15～16:15

(エ) 親グループ（ペアレント・トレーニング）

年少～小３の保護者を対象として、ペアレント・トレーニングを実施した。児童の行動を理解して、よりよいコミュニケーションを使うことで、良好な関係作りを目指す。

表２－10　親グループ（ふたば）の実施状況

（単位：人）

区　分	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	計	備考
ふ　た　ば	0	1	3	1	0	0	5	9月～12月　全8回

ウ　相談支援

福祉サービスや社会資源についての情報提供、進路についての相談などを電話や来所にて行っている。福祉サービスの利用を希望する主に小学校低学年までの方を対象に、利用計画の作成等を行う相談支援事業を実施している。また、関係機関の会議に参加し、地域との連携を図っている。

表３－１　相談支援事業契約件数

（単位：件）

契約件数	終了件数
64	26

表３－２　相談支援事業件数

（単位：件）

本 計 画 作 成	モニタリング実施実施	計
232	344	576

表３－３　相談支援事業関連会議参加状況

（単位：回）

中区 自立支援協議会	昭和区 自立支援協議会	瑞穂区 自立支援協議会	天白区 自立支援協議会	計
3	1	3	1	8

エ 関係機関との連携・地域支援

(ア) 関係機関との連携

保健センターや療育機関等の関連施設に定期的に職員を派遣し、発達相談や療育援助活動、情報共有等を行っている。

表４－１　職員の定期派遣状況

区　　分	派　遣　先	派遣職員	派遣頻度	内　　容
保健センター	中・昭和・瑞穂・熱田・天白	ケースワーカー、保健師、相談支援員のいずれか	月1回	乳幼児発達相談（親子教室）
児童発達支援センター	発達センターあつた	ケースワーカー又は保健師	月5回	療育グループ（わくわく教室） 瑞穂区、熱田区の児童が在籍するグループに参加
いこいの家	桜山いこいの家	セラピスト	月1回	個別相談
	あつたいこいの家		月1回	
	てんぱくにじいろ		隔月1回	
	みずほにじいろ		隔月1回	
	大須はとぽっぽサロン		隔月1回	

(イ) 講座の開催

診断を受けたばかりの保護者、就学を控えた児童の保護者、児童の中学以降の進路に悩む保護者等、各ライフステージで必要な情報提供を行うために、講座を開催している。

表４－２　開催講座一覧

区　分	内　　容	参加者数
就学に向けた講座（年長児対象）	就学説明会	150人
	先輩お母さん・お父さんの話を聞く会	70人
	サポートブック作成研修会	29人
幼児向け子育て講座	子育て講座オンライン　発達障害について（注1）	93回
	ことばの講座	22人
学齢の発達障害関連講座	子育て講座オンライン　発達障害について（注１）	12回
	発達障害児のための進路の学習会 （注２）	241人

注１：動画配信にて開催。参加者数は延べ再生回数。

注２：発達障害者支援センターりんくす名古屋との共催

(ウ) 巡回療育

保育所、幼稚園、認定こども園又は学校に通っている児童について、通所先に訪問して支援方法の助言等を行っている。

表４－３　巡回療育実施施設数

（単位：か所）

区　分	中区	昭和区	瑞穂区	熱田区	天白区	その他	計
保　育　所	1	2	2	1	3	0	9
認定こども園	0	0	0	1	0	1	2
幼　稚　園	0	2	2	1	0	3	8
小　学　校	0	1	0	0	1	0	2
中学校	0	1	0	0	1	0	2
特別支援学校	0	0	0	0	0	1	1
計	1	6	4	3	5	5	24

注：初診前サポート巡回を含む。（以下、表４－４も同じ）

表４－４　巡回療育実施状況

（単位：件）

実施職員（職種）	実施件数
医　師	2
ケースワーカー	2
セラピスト	14
相談支援専門員	1
保育士	5
保健師	1
看護師	1
理学療法士	9
作業療法士	7
言語聴覚士	2
計	44

（エ）訪問療育

障害の程度が重い児童、外出困難な児童、その他、児童の発達の観点から家庭での助言が必要な場合に、家庭訪問による支援を行っている。

表４－５　訪問療育実施状況

（単位：件）

実施職員（職種）	実施件数
理学療法士	1
作業療法士	1
計	2

オ 愛護手帳判定

18 歳未満の児童を対象に、愛護手帳判定業務を行っている。実際に面接をして判定する「面接判定」以外に、名古屋市内の４地域療育センター、中央・西部・東部児童相談所、全国の児童相談所等で行われた検査資料に基づいての判定も行っている。

また、西部・北部・南部・東部地域療育センターへの出張判定（各センター概ね月２回）を行い、判定場所へ出向くことが困難な児童に対しては施設・病院・家庭への出張判定も行っている。

なお、令和７年度の市外転入に伴う愛護手帳の交付にかかる判定資料の依頼事務は 64 件、市外転出に伴う資料送付事務は 102 件であった。

表５－１　愛護手帳判定状況

（単位：件）

区　分		1度	2度	3度	4度	非該当	計
面接判定	再判定	212	302	331	627	112	1,584
	新規	9	19	37	338	141	544
資料判定	資料	50	115	222	695	78	1,160
計		271	436	590	1,660	331	3,288

注：心療科初診等で取得したものを含む。

表５－２　出張判定状況

（単位：件）

区　分	西部地域療育センター	北部地域療育センター	南部地域療育センター	東部地域療育センター	施設	病院	家庭	計
出張件数	58	57	57	12	11	3	17	215

(2) 診療部門

心療科（小児科、精神科）の新規受診は 1,001 人、再来受診は 4,659 人（延人数）であった。再来受診は、長期継続フォローを必要とするケースや投薬等の要支援度の高いケースもある。

整形外科・リハビリテーション科は新規47 人、再来 435 人、耳鼻いんこう科は新規 44 人、再来 163 人、眼科は新規 21 人、再来 54 人、歯科は通園、くすのき学園、一時保護所の入所児童、ならびに外来受診者等を対象に健診・ブラッシング指導を 113 人（延人数）、フッ素塗布を 109 人（延人数）に行った。

理学療法、作業療法はそれぞれ、新規 49 人、53 人、延人数は 2,884 人、638 人であった。一人当たりの月平均訓練回数はそれぞれ、2.2 回、1.7 回であった。言語聴覚療法の延人数は、言語訓練 274 人、聴能訓練 310 人であった。

臨床検査（採血・採便・採尿）0 人、レントゲン41 人、聴性脳幹反応（ABR）・聴性定常反応（ASSR）1 人、発達・心理検査 248 人、言語・構音検査 83 人であった。

表１―１　科別診療状況

（単位：件）

区　　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
心　療　科	4,684	4,912	5,137	5,534	5,660
ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ科 整 形 外 科	560	537	599	557	482
耳鼻いんこう科	269	230	280	248	207
歯　　科	128	108	106	117	114
眼　　科	94	102	104	70	75
計	5,735	5,889	6,226	6,526	6,538

ア　心療科

常勤医師が小児科５名、精神科３名、非常勤医師が小児科 2 名、精神科 3 名で診療を行っている。令和 7 年度の実績は表１－2、表１－3、表１－4のとおりである。

表１－２　心療科新来

（単位：件）

区　　分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳以上	計
精神遅滞〔IQ・DQ≦70〕			8	20	8	5	12	17	17	9	14	16	95	221
自閉症スペクトラム障害（高機能）〔71≦IQ・DQ〕		5	38	47	23	22	10	13	5	8	8	9	25	213
自閉症スペクトラム障害（非高機能）〔IQ・DQ≦70〕		6	28	18	11	5	12	21	6	6	6	5	14	138
ＡＤＨＤ			6	4	6	7	2	6	7	5	4	2	6	55
学習障害								1		1				2
言語発達障害（遅滞）		6	22	25	5	7		1					1	67
反応性愛着障害				1	3		2	2	3	1	2	1	1	16
適応障害									1					1
情緒障害				1	7	2	3	3	2		1	1		20
境界知能〔71≦IQ･DQ≦84〕		1	6	7	5	5	3	17	15	15	8	12	22	116
その他の行動・精神障害		1	2	2		1		2	3	1	1	2	14	29
脳性運動障害・脳性麻痺	1	3		1		1	1			1	1			9
その他の身体障害・運動発達障害（遅滞）		11	2	2	1					1	1			18
ダウン症候群・その他の先天異常	1	5	2	2		1	1	2	2	1	1		10	28
正常		1	4	12	11	10	4	4	4	2	1	1	6	60
精神病圏														0
くすのき・一時保護所　病児診察													1	1
親・保護者														0
その他													1	1
難聴		1	2	1	1			1						6
計	2	40	120	143	81	66	50	90	65	51	48	49	196	1,001

注：年齢は受診時点の満年齢である。

表１－３　心療科再来

（単位：件）

区　　分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳以上	計
精神遅滞〔IQ・DQ≦70〕		4	9	27	36	36	41	28	36	26	13	21	76	353
自閉症スペクトラム障害（高機能）〔71≦IQ・DQ〕		3	69	124	146	180	117	94	75	61	81	47	298	1,295
自閉症スペクトラム障害（非高機能）〔IQ・DQ≦70〕		1	30	86	126	142	103	66	38	23	28	21	129	793
ＡＤＨＤ				5	12	40	19	31	57	52	40	30	106	392
学習障害								5	1	7	8	2	9	32
言語発達障害（遅滞）			20	54	76	90	31	35	23	20	15	11	44	419
反応性愛着障害				1	7	2	12	14	13	9	17	47	86	208
適応障害									1				13	14
情緒障害				1	5	5	13	13	2	5		5	42	91
境界知能〔71≦IQ･DQ≦84〕			4	15	25	38	29	16	20	10	18	15	30	220
その他の行動・精神障害				1	2		4	7	19	14	22	38	258	365
脳性運動障害・脳性麻痺		5	10	2	2	2	2	4	1				2	30
その他の身体障害・運動発達障害（遅滞）	1	5	21	15	12	11	4	2	12	7		1	9	100
ダウン症候群・その他の先天異常	3	16	7	5	12	8	6		3	2	1	1	14	78
正常			1	11	19	19	13	13	15	5	9	5	15	125
精神病圏														0
くすのき・一時保護所　病児診察								3	5	5	10	33	61	117
親・保護者														0
その他						1	1	2	2	1			4	11
難聴	1	2	5	4	3			1						16
計	5	36	176	351	483	574	395	334	323	247	262	277	1,196	4,659

注：年齢は受診時点の満年齢である。

表１－４　診断書等の交付状況

（単位：件）

診療情報提供書	112
特別児童扶養手当認定診断書	290
診断書	853
精神障害者福祉手帳診断書（自立支援医療費診断書を含む）	60
障害証明書（医療証）	1
障害児福祉手当認定診断書（精神の障害用）	4
受診状況等証明書	
年金診断書・その他	326
計	1,646

イ 整形外科・リハビリテーション科

運動発達の遅れや脳性麻痺児等の診療を行っている。非常勤医師５名が、週４枠診療にあたっている。令和７年度の実績は表２－１、表２－２、表２－３のとおりである。

表２－１　整形外科・リハビリテーション科新来

（単位：件）

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳以上	計
精神発達遅滞														0
ダウン症等染色体異常、先天異常	3	5		3	2	1				1				15
脳性麻痺	2	2					1					1		6
運動発達遅滞	1	11	2		1							1		16
神経・筋疾患										1				1
二分脊椎・脊髄疾患							1							1
骨・関節疾患				2	1	1		1			1		1	7
後天性要因による運動障害				1										1
その他														0
センター内施設														0
計	6	18	2	6	4	2	2	1	0	2	1	2	1	47

注：年齢は受診時点の満年齢である。

表２－２　整形外科・リハビリテーション科再来

（単位：件）

区　　分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳以上	計
精神発達遅滞														0
ダウン症等染色体異常、先天異常	2	11	7	7	6	5	7	2	3		4	3	15	72
脳性麻痺	1	11	10	9	13	15	15	7	11	9	16	5	66	188
運動発達遅滞		10	35	19	18	9	12	6	1	3		2	1	116
神経・筋疾患		2	2		2		3	4	2					15
二分脊椎・脊髄疾患		4	1	1		2		4						12
骨・関節疾患				6	3	9	1	2	1		1	1	3	27
後天性要因による運動障害									2	3				5
その他														0
センター内施設														0
計	3	38	55	42	42	40	38	25	20	15	21	11	85	435

注：年齢は受診時点の満年齢である。

表２－３　診断書等の交付状況

（単位：件）

身体障害者診断書・意見書	17
補装具意見書治療装具証明書	60
障害児福祉手当認定診断書	5
特別児童扶養手当認定診断書	2
年金診断書	1
診療情報提供書 日常生活用具意見書 現況届　その他	25
計	110

ウ 耳鼻いんこう科

非常勤医師が週１枠（半日）診療にあたっている。令和７年度の実績は表３－１、表３－２、表３－３、表３－４のとおりである。

表３－１　耳鼻いんこう科新来

（単位：件）

区　　分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳以上	計
言語発達遅滞														0
構音障害				1	2	11	4	3	1			1		23
吃音														0
MR ことば遅れ														0
自閉ことば遅れ														0
CP ことば遅れ														0
感音難聴	1	1	5	2	2	1			1		2		2	17
感音難聴＋MR・CP														0
伝音難聴													1	1
ダウン症難聴疑い														0
その他の遅れ難聴疑い										1				1
滲出性中耳炎														0
その他の耳疾患							1							1
鼻疾患														0
その他									1					1
計	1	1	5	3	4	12	5	3	3	1	2	1	3	44

注：年齢は受診時点の満年齢である。

表３－２　耳鼻いんこう科再来

（単位：件）

区　　分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳以上	計
言語発達遅滞														0
構音障害						3	8	10		2	4			27
吃音														0
MR ことば遅れ														0
自閉ことば遅れ														0
CP ことば遅れ														0
感音難聴	1	1	12	8	13	19	11	4	7	3	4	5	25	113
感音難聴＋MR・CP									1					1
伝音難聴									1		1		1	3
ダウン症難聴疑い														0
その他の遅れ難聴疑い														0
滲出性中耳炎														0
その他の耳疾患									1				2	3
鼻疾患								2		1	6	3	4	16
その他														0
計	1	1	12	8	13	22	19	16	10	6	15	8	32	163

注：年齢は受診時点の満年齢である。

表３－３　センター内一般診療状況

（単位：件）

一時保護所	くすのき学園	計
0	20	20

表３－４　診断書等の交付状況

（単位：件）

身体障害者診断書・意見書	14
補装具費支給意見書	5
特別児童扶養手当認定診断書	11
年金診断書	
軽・中等度意見書（注）	15
診療情報提供書	13
その他・診断書	55
計	113

注：名古屋市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成についての意見書

工 歯 科

非常勤歯科医師（昭和区歯科医師会に所属）が、週１枠（半日）診療を行っている。歯科衛生士により、各学園でう歯予防教室を開いている。令７年度の実績は表４－１、表４－２のとおりである。

表４－１　施設別診療状況

（単位：件）

区分		通園	一時保護所	くすのき学園	その他	計
診療件数		10	0	17	87	114
（再掲）	検診	10	0	17	87	114
	ブラッシング	10	0	17	83	110
	フッ素	10	0	17	84	111
	スケーリング（注1）	10	0	17	84	111
	機械的歯面清掃	10	0	17	84	111
	単治サホライド（注2）					0
	充填及び研磨				5	5
	歯髄処理					0
	抜歯					0
（別掲）学園検診		40	14	0		54

注1：「スケーリング」は、歯に付着しているプラークと歯石を専用の器具で除去することである。
注2：「単治サホライド」は、薬を塗って虫歯の進行を止める治療のことである。

表４－２　ブラッシング・フッ素塗布年齢別状況

（単位：件）

区分	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳	６歳	７歳	８歳	９歳	１０歳	１１歳	１２歳以上	計
ブラッシング	5	8	6	15	16	10	3	6	11	4	4	25	113
フッ素	5	8	6	14	15	10	3	6	11	4	4	23	109

注：年齢は受診時点の満年齢である。

オ 眼 科

非常勤医師が週１枠（半日）診療にあたっている。令和７年度の実績は表５－１、表５－２のとおりである。

表５－１　眼科新来

（単位：件）

区　　分		０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳	６歳	７歳	８歳	９歳	１０歳	１１歳	１２歳以上	計
屈　折　異　常					2	3		2	2	1				1	11
眼　位　異　常					1										1
異常眼球運動															0
外眼部・前眼部疾患															0
白　内　障															0
緑　内　障															0
心因性視覚障害															0
網脈絡膜疾患	脈絡膜欠損														0
	網膜色素変性症														0
	未熟児網膜症														0
視束・視路疾患	視神経低形成														0
	傾斜乳頭														0
	視神経萎縮														0
検診（正常視力）															0
一時保護所・くすのき学園								1		1	2	1		4	9
そ　の　他															0
計		0	0	0	3	3	0	3	2	2	2	1	0	5	21

注１：年齢は受診時点の満年齢である。
注２：「外眼部・前眼部疾患」は、網膜症、アレルギー、春季カタル、睫毛乱生、網膜下出血、眼瞼下垂、
　　「その他」は、網膜症、網膜萎縮症、色覚異常である。

表５－２　眼科再来

（単位：件）

区　　分		０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳	６歳	７歳	８歳	９歳	１０歳	１１歳	１２歳以上	計
屈　折　異　常							2	1	1	3	2	1	1	4	15
眼　位　異　常															0
異常眼球運動															0
外眼部・前眼部疾患															0
白　内　障															0
緑　内　障															0
心因性視覚障害															0
網脈絡膜疾患	脈絡膜欠損														0
	網膜色素変性症														0
	未熟児網膜症														0
視束・視路疾患	視神経低形成														0
	傾斜乳頭														0
	視神経萎縮														0
検診（正常視力）															0
一時保護所・くすのき学園								1			5	5	9	19	39
そ　の　他															0
計		0	0	0	0	0	2	2	1	3	7	6	10	23	54

注１：年齢は受診時点の満年齢である。
注２：「外眼部・前眼部疾患」は、網膜症、アレルギー、春季カタル、睫毛乱生、網膜下出血、眼瞼下垂、
　　「その他」は、網膜症、網膜萎縮症、色覚異常である。

カ 訓　練

(ア) 理学療法

理学療法では基本的動作（座る・歩く等）、運動機能の向上を目的とした、体操、運動等の物理的手段を用いた支援を行っている。

医師の指導監督の下、理学療法士５名が障害児（者）リハビリテーション料施設基準に基づく個別支援を行っている。令和７年度の実績は次表のとおりである。

表６－１　診断区分別状況

（単位：人）

区分	就学前						小学生		中学生	高校生	その他	計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	低学年	高学年				
脳性麻痺	2	2		3	2	4	4	3	4	4		28
合併症を伴う脳性麻痺（注2）		2	2		1	2		1	8	1		17
疾病による運動障害	2	3	1	2	4	2	4	2		1		21
後天性運動障害							1					1
中枢性協調障害（注３）		1					1					2
運動発達遅滞	5	9	7		3	2		1	1			28
ダウン症候群	4	5	2		1							12
その他の染色体異常およびび症候群	1	5	4	4	3	1	6	3	4	4		35
二分脊椎および類似疾患		2			1		1			1		5
神経・筋疾患		2			1		1					4
骨・関節疾患										1		1
神経発達症群			1	1	5	5	4					16
その他					1		1					2
計	14	31	17	10	22	16	23	10	17	12	0	172

注１：年齢は令和７年4月1日時点のものである。
　　ただし令和７年4月２日以降、令和８年４月１日以前に生まれた児に関しては、0歳に含む。
注２：「合併症を伴う脳性麻痺」における主な合併症は、精神発達遅滞、てんかん、視覚障害、聴覚障害等である。
注３：「中枢性協調障害」は、脳性麻痺の疑い、筋緊張異常等である。
注４：「神経発達症」は、ASD・ADHD・LD・DCD等である。疑いも含む。
注５：「その他」は、境界域・MR等も含む。

表６－２　区別状況

（単位：人）

区分	千種区	東区	北区	西区	中村区	中区	昭和区	瑞穂区	熱田区	中川区	港区	南区	守山区	緑区	名東区	天白区	市外	計
人数	7	1	0	0	1	18	47	28	20	1	0	2	4	0	3	39	1	172

表６－３　療育環境等状況

（単位：人）

療育環境		人数	療育環境		人数
特別支援学校	小学部	14	児童発達支援事業所		6
	中学部	11	中央療育センター内	通園	15
	高等部	12		グループ	21
地域の小学校	特別支援学級	7	他通園施設	通園	12
	普通級	11		グループ	2
地域の中学校	特別支援学級	4	入所施設		1
	普通級	1	在宅		10
高等学校		2	その他		
幼稚園・保育園		43	計		172

表６－４　訓練開始児童の診断区分別状況

（単位：人）

区分	就学前									小学生	中学生	計
	0歳 6か月未満	0歳 6か月以上	1歳 6か月未満	1歳 6か月以上	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳			
脳性麻痺		1		1						1		3
合併症を伴う脳性麻痺（注2）			1			1						2
疾病による運動障害		2		1								3
後天性運動障害												0
中枢性協調障害（注３）												0
運動発達遅滞		1	4	5	2	1						13
ダウン症候群	1	2		2								5
その他の染色体異常			1			2	1			1		5
二分脊椎および類似疾患			1							1		2
神経・筋疾患												0
骨・関節疾患												0
神経発達症群					1		3	4	4	4		16
その他												0
計	1	6	7	9	3	4	4	4	4	7	0	49

注１：年齢は理学療法開始時のものである。
注２：「合併症を伴う脳性麻痺」における主な合併症は、精神発達遅滞、てんかん、視覚障害、聴覚障害等である。
注３：「中枢性協調障害」は、脳性麻痺の疑い、筋緊張異常等である。
注４：「神経発達症」は、ASD・ADHD・LD・DCD等である。疑いも含む。
注５：「その他」は、境界域・MR等も含む。

表６－５　訓練終了の状況

（単位：人）

区　　分	人　数
目 標 達 成	29
他 機 関 へ	
転　　居	9
年 齢 超 過	7
死　　亡	1
そ　の　他	11
計	57

表６－６　訓練月別状況

（単位：人）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
実人数	106	107	101	103	110	111	106	96	114	113	111	109	1,287
延人数	253	239	244	262	231	240	259	195	255	230	230	246	2,884

注１：一人当たりの月平均訓練回数は　2.2　回であった。

（イ）作業療法

作業療法では日常生活動作、上肢の運動機能の向上等を目的とした、作業を用いた支援を行っている。

医師の指導監督の下、作業療法士２名が障害児（者）リハビリテーション料施設基準に基づく個別支援を行っている。令和７年度の実績は次表のとおりである。

表６－８　診断区分別状況

（単位：人）

区分	就学前						小学生		中学生	高校生	その他	計
	０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳	低学年	高学年				
脳性麻痺		2			3		1		5			11
疾病による運動障害			2			2			1			5
後天性運動障害												0
ダウン症候群					1							1
その他の染色体異常およびび症候群			1		1	2		1		1		6
神経・筋疾患			1				1					2
骨・関節疾患												0
自閉症スペクトラム障害					4	12	8	5				29
ＡＤＨＤ					5	2	1					8
発達性協調運動障害					2	6	3	1				12
学習障害							1	2				3
精神発達遅滞				1	1	2	3	2				9
境界域					1	1	1					3
言語発達遅滞						1						1
その他			1		1	1						3
計	0	2	5	1	19	29	19	11	6	1	0	93

注１：年齢は令和7年4月1日時点のものである。

表６－９　区別状況

（単位：人）

区分	千種区	東区	北区	西区	中村区	中区	昭和区	瑞穂区	熱田区	中川区	港区	南区	守山区	緑区	名東区	天白区	市外	計
人数	3	2			1	6	20	17	9	3		1	1	1	1	28		93

表６－１０　療育環境等状況

（単位：人）

療育環境		人数	療育環境		人数
特別支援学校	小学部	3	児童発達支援事業所		1
	中学部	5	中央療育センター内	通園	7
	高等部	1		グループ	1
地域の小学校	特別支援学級	8	他通園施設	通園	1
	普通級	18		グループ	1
地域の中学校	特別支援学級	1	入所施設		
	普通級		在宅		2
高等学校			その他		
幼稚園・保育園		45	計		93

表６－１１　訓練開始児童の診断区分別状況

（単位：人）

区分	就学前							小学生		中学生	計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	低学年	高学年		
脳性麻痺											
疾病による運動障害		1	1								2
後天性運動障害			1								1
ダウン症候群						1					1
その他の染色体異常および症候群								1			1
神経・筋疾患			1								1
骨・関節疾患											
自閉症スペクトラム障害					4	6	1	4	3		18
ＡＤＨＤ					5	2		1			8
発達性協調運動障害					1	4		2	1		8
学習障害							1	2			3
精神発達遅滞			1	1	2	1					5
境界域					1	1		1			3
言語発達遅滞						1					1
その他			1								1
計	0	1	5	1	13	16	2	11	4	0	53

注１：年齢は作業療法開始時のものである。

表６－１２　訓練終了の状況

（単位：人）

区　　分	人　数
目 標 達 成	56
他 機 関 へ	
転　　居	2
年 齢 超 過	
死　　亡	
そ　の　他	3
計	61

表６－１３　訓練月別状況

（単位：人）

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
実人数	33	31	32	29	29	29	37	29	37	35	34	30	385
延人数	60	55	55	55	46	45	59	43	59	58	53	50	638

注１：一人当たりの月平均訓練回数は 1.7 回であった。

(ウ) 言語聴覚療法

医師の指導監督の下、言語聴覚士６名が障害児（者）リハビリテーション料施設基準に基づく個別的訓練を行っている。

a 言語訓練

言葉やコミュニケーションに障害をもつ子どもに対して言語訓練（コミュニケーション指導）を行っている。令和７年度の実績は次表のとおりである。

表6－14　年齢・診断別状況

（単位：人）

区　分	未就学児	学齢児	計
構音障害	18	14	32
言語発達遅滞	2		2
吃　音		4	4
計	20	18	38

表6－15　区別状況

（単位：人）

区分	千種区	東区	北区	西区	中村区	中区	昭和区	瑞穂区	熱田区	中川区	港区	南区	守山区	緑区	名東区	天白区	市外	計
人数	1	1	0	1	0	1	14	3	2	0	0	0	0	0	0	11	0	34

表6－16　月別状況

（単位：人）

区　分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
訓練児童数	14	18	15	16	15	17	16	18	18	30	17	19	213
訓練回数	19	24	18	24	20	22	25	21	23	33	19	26	274

b 聴能訓練

聴能訓練は聴覚障害児に対する言語訓練（コミュニケーション指導）である。令和７年度の実績は次表のとおりである。

表６－１７　年齢・難聴程度別状況

（単位：人）

区　分	２級	３級	４級	６級	非該当	計
０ 歳 児		１		１ (1)		２ (1)
１ 歳 児	２				１	３
２ 歳 児		２ (1)			４	６ (1)
３ 歳 児		１			３	４
４ 歳 児	２	１			１	４
５ 歳 児		１		１	５	７
６ 歳 以 上						０
計	４ (0)	６ (1)	０ (0)	２ (1)	１４０	26 (2)

注：（　）内は重複障害児（再掲）

表６－１８　区別外来聴能訓練児状況

（単位：人）

区分	千種区	東区	北区	西区	中村区	中区	昭和区	瑞穂区	熱田区	中川区	港区	南区	守山区	緑区	名東区	天白区	市外	計
人数	1	1	0	2	1	2	1	1	1	0	2	0	1	4	2	5	2	26

表６－１９　訓練月別状況（集団訓練の回数は除く）

（単位：人）

区　分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
訓練児童数	17	15	17	24	22	20	18	15	12	14	15	14	203
訓練回数	23	23	24	39	27	36	29	21	20	24	22	22	310

表６－２０　聴力検査種別状況

（単位：件）

CORテスト	ピープショウテスト	標準聴力検査	語音聴力検査	BOA	SPLテスト	インピーダンス
25	22					

注：表中、検査方法は略称で表示した。正式な名称は以下のとおりである。
COR：条件詮索反応聴力検査、ピープショウ：遊戯聴力検査
BOA：聴性行動反応聴力検査、SPL：音圧レベル
インピーダンス：インピーダンスオージオメトリー

キ 検　　査

令和７年度に行った各種検査は次表のとおりである。

表７－１　検査状況

（単位：件）

臨床検査			レントゲン	脳波検査	ABR ASSR
採血	採便	採尿			
0	0	0	41	0	1

注：表中、検査方法は略称で表示した。正式な名称は以下のとおりである。
ABR：聴性脳幹反応、ASSR：聴性定常反応

表７－２　発達・心理検査状況

（単位：件）

津守	K式	ビネーⅤ	WISCⅤ	K-ABCⅡ	S-M	STRAW-R	計
	21	136	81			10	248

注：表中、検査方法は略称で表示した。正式な名称は以下のとおりである。
津守：津守式乳幼児精神発達検査　　WAIS：ウェクスラー成人知能検査第3版
K式：新版K式発達検査2020　　K-ABCⅡ：Kaufman Assessment Battery for Children Ⅱ
ビネーⅤ：田中ビネー知能検査Ⅴ　　S-M：S-M社会生活能力検査
WISCⅤ：ウェクスラー児童用知能検査第5版
STRAW-R：標準　読み書きスクリーニング検査

表７－３　聴力検査種類別・年齢別状況

（単位：件）

区　分		０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳	６歳	７歳	８歳	９歳	１０歳以上	計
自覚的聴力検査	乳児用聴力検査（BOA含む）												0
	COR	2	8	10	7		1		1			1	30
	ピープショウ			2	13	17	20	7	3	4	1	6	73
	標準聴力検査							1	4	3	4	33	45
	語音聴力検査												0
	その他（SPL等）												0
他覚的聴力検査	ABR・ASSR												0
	インピーダンス												0
計		2	8	12	20	17	21	8	8	7	5	40	148

注1：年齢は検査時点の満年齢である。
注2：表中、検査方法は略称で表示した。正式な名称は以下のとおりである。
BOA：聴性行動反応聴力検査、COR：条件詮索反応聴力検査、ピープショウ：遊戯聴力検査
SPL：音圧レベル、ABR：聴性脳幹反応、ASSR：聴性定常反応

表７－４　言語・構音検査種別・年齢別状況

（単位：件）

区　分	０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳	６歳	７歳	８歳	９歳	１０歳以上	計
吃音検査					1			1				2
構音検査				3	4	13	3	3	1	1		28
言語検査及び構音検査				1	3	4		1				9
言語検査			6	12	10	4	1	1		1		35
言語検査及び吃音検査				1	3	4		1				9
計	0	0	6	17	21	25	4	7	1	2	0	83

注：年齢は検査時点の満年齢である。

表７－５　言語・構音検査診断別・処遇方針別状況

（単位：件）

区　分	訓練	再来指示	ガイダンスのみ	他機関紹介	計
正常域			2		2
構音障害	5	2	6		13
言語発達遅滞	4	3	17		24
精神発達遅滞	2	3	8		13
聴覚障害			1		1
吃音			2	1	3
境界域	1	1	3		5
脳性麻痺					0
PDD・自閉症	3	3	5		11
口蓋裂					0
運動発達遅滞					0
学習障害			3		3
ADHD			1		1
情緒障害					0
計	15	12	48	1	76

注：重複の障害を有するものは、主なものを診断の種別とした

⑶ 通園部門

みどり学園、わかくさ学園、すぎのこ学園の三学園が、令和７年度より統合され、中央療育センター通園部となった。旧みどり学園と旧わかくさ学園は「通園部つぼみ」、旧すぎのこ学園は「通園部すぎのこ」と呼称している。

なお令和７年度については。移行期のため、令和 6 年度までの旧学園での運営を基本に実施してきた。そのため、つぼみ　あか組・もも組・きい組・あお組（旧みどり学園）、つぼみわかくさ組（旧わかくさ学園）、すぎのこ（旧すぎのこ学園）それぞれの実績を分けて記載する。

ア 通園部つぼみ　あか組・もも組・きい組・あお組（旧みどり学園）

通園部つぼみ（旧みどり学園）は、児童福祉法に基づく児童発達支援センターである。満２歳から就学までの心身の発達に遅れがある児童が、親子通園を経て単独で通っており、児童の身辺自立及び基本的生活習慣の確立を目的とした早期療育と、その家族の福祉向上を目指している。

(ア) 園児の概況

a 新規・継続等の状況

令和７年度は １９人の新入園児と１３人の継続園児の３２人が在籍（年度途中入退園児含む）していた。

新規・継続別の年齢および男女の構成は表１－１のとおりである。

区別の状況は表１－２のとおりである。

表１－１　新規・継続別状況

（単位：人）

区分	２歳児		３歳児		４歳児		５歳児		計		合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
新　規	３	１	８	３	２	０	１	１	14	５	19
継　続	０	０	０	０	３	１	８	１	11	２	13
計	３	１	８	３	５	１	９	２	25	７	３２
合　計	４		１１		６		１１		３２		

表１－２　区別状況

（単位：人）

中区	昭和区	天白区	計
１１	８	１３	３２

b 障害種別、障害程度、医療的ケア等の状況

障害種別についてはクラス毎に表１－３に示した。４クラスの構成で、生活年齢、児童の状態等を考慮して編成している。自力で座位保持が可能でなくても入園対象としており、運動面の状態はかなりの幅がある。

愛護手帳、身体障害者手帳の取得状況は表１－４のとおりである。愛護手帳については、全員取得済みである。また、知的な力はあっても自閉症の症状による困難があり、周りの理解を得ることに苦労する児童がいる。

また、医療的ケア等の状況は表１－５に示した。

表１－３　障害種別・年齢別・クラス別状況

（単位：人）

区　分		２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	計	クラス合 計
あか組	知的障害		１			１	８
	自閉症					０	
	知的障害＋肢体不自由					０	
	自閉症＋知的障害		４		３	７	
もも組	知的障害					０	８
	自閉症					０	
	知的障害＋肢体不自由				１	１	
	自閉症＋知的障害		２		５	７	
きい組	知的障害					０	７
	自閉症					０	
	知的障害＋肢体不自由		１		１	２	
	自閉症＋知的障害		２	３		５	
あお組	知的障害	２		２		４	９
	自閉症						
	知的障害＋肢体不自由						
	自閉症＋知的障害	２	１	１	１	５	

表１－４　障害程度別状況

（単位：人）

区　分	身体障害１級	身体障害２級	身体障害３級	身体障害４級	身体障害５級	未取得	計
愛護１度（最重度）							０
愛護２度（重度）		１	２		１	６	１０
愛護３度（中度）		１				１０	１１
愛護４度（軽度）		１				１０	１１
未取得							０
計	０	３	２	０	１	２６	３２

表１－5　医療的ケア等の状況

（単位：人）

痰の吸引		経管栄養	酸素吸入			呼吸器			導尿	糖尿病管理		てんかん・熱性けいれん発作対応	その他医療的ケア	食物アレルギー対応
口・鼻	気管	（胃ろう含む）	日中のみ	夜間のみ	常時	日中のみ	夜間のみ	常時		血糖測定	インスリン			
1	1	2					2					5		

注：上記は延べ人数

c 卒・退園児の在園期間・進路状況

在園期間は表１－6、進路先は表１－7のとおりである。

表１－6 在園期間状況

（単位：人）

在 園 期 間	人 数
1 年未満	1
1 年以上～2 年未満	11
2 年以上～3 年未満	2
3 年以上	7
計	21

表１－7 進路状況

（単位：人）

区　分	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
就学（特別支援学校）				6	6
就学（特別支援学級）				5	5
保育園	2	6			8
幼稚園	1				1
認定こども園					0
その他（転居等）		1			1
計	3	7	0	11	21

重複障害や重度の知的障害のある児童が就学まで在園するのに対し、中軽度の児童は1～2 年の通園を経て、保育園・幼稚園に行くケースが多い。今年度は年長の卒園児が少なく、特別支援学校と特別支援学級の割合はほぼ半々となっている。

(イ) 療育の状況

通園形態は、新入園児については概ね８週間の親子通園期間を経て単独通園となる。２歳児は週３日、３歳児以降は週５日の登園である。

a 療育目標と内容

以下の項目を年間の療育目標とした。内容、日課について表１－８のように定めて実施した。

1 基本的生活習慣を身につける。
2 身体をつくり、好きなあそびを広げる。
3 集団生活を通じて、人とかかわる楽しさを感じ、社会性を育てる。

表１－８　一日のカリキュラム

９：００	通園バス出発（登園）
１０：００	通園バス到着
	クラス別保育　着替え　トイレ
１０：３０	行進・体操　朝の会
１１：００	主活動（全体またはクラス別）
	昼食準備　トイレ（各クラス）
１１：４５	昼食（各クラス）
	歯磨き　トイレ
１３：００	自由あそび　午睡
１４：００	クラス別保育　着替え　トイレ　おやつ
	帰りの会
１５：００	通園バス出発（降園）

b 行事・懇談

令和７年度に実施した行事・懇談等は、表１－９のとおりである。それ以外にも、クラス単位で年に２回程度、園バスを利用した遠足等、親子で楽しい体験を共有し、交流を深めている。その他、毎月、誕生会（誕生月の児童がいない場合はお楽しみ会）、避難訓練を行っている。

表１－９ 行事等実施表

区分	学園行事	保育行事・懇談など
４月	入園式	個人懇談、クラス懇談
５月	春の遠足	クラス懇談
６月	七夕会	クラス懇談、保護者参観
７月	夏祭り	
９月		音楽コンサート、個人懇談
10月	運動会	
11月	秋の遠足	
12月	クリスマス会	保護者参観、天白特別支援学校見学
１月	節分会	
２月		クラス懇談、個人懇談
３月	卒園式	音楽コンサート、クラス懇談

(ウ) 保護者との連携・支援

保護者が障害のある我が子を受け止め、育てていく過程には様々な困難がある。保護者が子育てを楽しく思い、児童の成長を喜べるよう次のような支援を行った。

a 学園の取り組み

日々の連絡帳による園と家庭の情報交換を軸に、毎月の園だよりで園生活の予定等を伝えた。

毎月の保護者会は、全体に向け連絡調整し、保護者の意見を聞く場とした。クラス単位では年２回のクラス懇談を実施し、より身近なテーマで話し合いを持った。個々の療育目標については年３回の個人懇談の場で話し合いをし、個別支援計画を作成した。また、夏期在宅療育期間前に、新入園児と必要なケースについて家庭訪問し、家庭での園児の状況を把握し、家庭での療育について話し合った。また、外部の講師等に依頼し、保護者向けの学習会を表１－１０のように実施した。児童の特徴・特性・コミュニケーションの取り方などをまとめたサポートブックの作り方の説明会を行った。

表１－１０　保護者学習会

区分	内　　容	講　　師
６月	就学について 音楽療法について	みどり学園ＯＢ 音楽療法担当の音楽療法士
７月	就園について 保育園園長の話	みどり学園ＯＢ 公立保育園園長
９月	親子関係について	中央療育センター職員
１０月	きょうだい・家族について	ペアレント・メンター
１２月	卒園・退園後の支援や相談について	中央療育センター職員
２月	サポートブックを作ろう	つぼみ職員

進路については、保護者に日ごろの児童の様子を伝えつつ、就学説明会、特別支援学校見学、保護者学習会等を通して考える場を提供し、発達検査などを勧めた。

b 見守り一時支援

平成２５年度より保護者の支援を目的として、希望者に対して１５時以降も保育を実施している。令和７年度の実施状況は表１－１１のとおりである。

表１－１１ 見守り一時支援 月別利用実績

（単位：日・人）

区分	開所日数	利用人数	延べ利用人数	１日平均利用人数
４月	11	4	１４	1.3
５月	16	7	9	0.6
６月	１６	8	22	1.4
７月	１５	8	25	1.7
８月	11	8	22	2.0
９月	16	4	24	1.5
10月	17	8	26	1.5
11月	12	7	22	1.8
12月	13	8	26	2.0
１月	13	9	31	2.4
２月	15	9	35	2.3
３月	13	10	37	2.8
合計	168	90	293	1.7

c センター内外との連携

診療相談係の保健師には各クラスへの毎月１回程の参加を通して、児童の健康を中心に相談した。同係の看護師が園の事務所に常駐しており、保育中のケガや発作への対応や、大きな行事にも同行してもらい、安全把握に努めた。

同係の理学療法士や作業療法士には、イスの調整や運動面・身辺面の状況等を必要に応じて相談した。すぎのこ学園の言語聴覚士には、年数回各クラスに入ってもらい、児童のコミュニケーションの現状と課題の確認や、摂食の仕方を相談した。

診療相談係の相談支援専門員とは、園での様子を伝え合うことで、児童や保護者のより深い把握や支援を心がけた。

(エ) 卒・退園児およびその保護者への支援

卒・退園する児童の在園中の様子をまとめ、進路先へ引き継いだ。また、前年度の担任が、年度当初に進路先の学校や園等を訪問し、児童の状況を見て意見交換を行った。実施状況は表１―12のとおり。

就園、就学 1 年目の保護者を対象に、合同で合計６回のアフターケアグループ（マザーグース）を行った。就学・就園後の悩みを聞くことや、保護者同士が情報交換することで、卒・退園後の不安の軽減を図った。次年度に就学・就園予定の児童の保護者との交流会も実

施した。

表１－１２　令和６年度 アフターケア訪問実施状況

（単位：人）

訪　問　先	人　数
特別支援学校	７
特別支援学級	２
保　育　園	７
幼　稚　園	１
認定こども園	０
そ　の　他	１
計	１８

イ 通園部つぼみ　わかくさ組（旧わかくさ学園）

児童福祉法に基づく児童発達支援センターである。脳性麻痺・精神発達遅滞等で運動機能に障害のある学齢未満の児童と保護者が一緒に通い、保育士と専門職員が児童の特性に配慮した療育を行っている。

重症心身障害児、肢体不自由児、医療的ケアが必要な児童を療育するため、保育士等常勤スタッフには高度な専門性が求められる。また、医師、看護師、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士(ST)等医療スタッフと情報を共有して連携し、個々の児童の状態に応じた支援を行っている。

他の医療機関や児童発達支援事業所等とも連携し、卒・退園を見据え特別支援学校等と連絡を密にして移行支援に努めている。

(ア) 園児について

a 新規、障害の程度等

令和７年度末の契約児童数は８人。年度当初入園児童２人であった。年度末時点での新規・継続児童及び診断名、住所区別、障害の程度、医療的ケア等の状況は、表２－１から表２－５のとおり。

表２－１　新規・継続児童

（単位：人）

区分	１歳児		２歳児		３歳児		４歳児		５歳児		計		合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
新規			2								2	0	2
継続					1	1	1	2		1	2	4	6
計	0	0	2	0	1	1	1	2	0	1	4	4	8
合計	0		2		2		3		1		8		8

表２－２　診断名等

（単位：人）

区分	１歳児		２歳児		３歳児		４歳児		５歳児		計		合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
脳性麻痺			1								1		1
骨形成不全													
神経・筋疾患							2	2		1	2	3	5
精神発達遅滞													
その他			1			1					1	1	2
計			2			1	2	2		1	4	4	8
合計	0		2		1		4		1		8		8

注：「その他」には、染色体異常等の先天性異常・後天性の運動障害・医療的ケア等を含む。

表２－３　区別状況

（単位：人）

千種	中	昭和	瑞穂	熱田	天白	計
1	1	2	1	2	1	8

注：市内唯一の医療型児童発達支援センター（旧　肢体不自由児通園施設）。市内全域対象。

表２－４　障害程度

（単位：人）

区分	身体障害１級	身体障害２級	身体障害３級	身体障害４級	な　し	合計
愛護１度(最重度)	３	２				５
愛護２度(重　度)	１					１
愛護３度(中　度)					２	２
愛護４度(軽　度)						０
な　し						０
計	４	２	０	０	２	８

表２−５　医療的ケア等の状況

（単位：人）

痰の吸引		経管栄養（胃ろう含む）	酸素吸入			呼吸器			導尿	糖尿病管理		てんかん・熱性けいれん発作対応	その他医療的ケア	食物アレルギー対応
口・鼻	気管		日中のみ	夜間のみ	常時	日中のみ	夜間のみ	常時		血糖測定	インスリン			
												６		３

注：上記は延べ人数

b 卒・退園児の進路

進路は、表２－６のとおり。

表２－６　進路（５年間推移）

（単位：人）

区分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
名古屋特別支援学校（通学）					
名古屋特別支援学校（訪問教育）					
港特別支援学校（通学）	３	２	１		
港特別支援学校（訪問教育）		１			
その他特別支援学校					
地域の小学校（通学）					１
保育園入園		２			
幼稚園入園					
みどり学園（児童発達支援センター）入園		１	１		
他の児童発達支援センター入園	３		１	１	
市外転出			１		１
死亡					
その他				１	
計	６	６	４	２	２

注：「その他」は、他施設入所・病院入院等

(イ) 療育について

正規職員は、保育士３人の配置である。中央療育センターの医師や看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士らの協力を得て、保育士を中心に専門的療育に努めている。医療的ケア児対応等のため看護師が交代で健康管理に努めている。

専門的な療育プログラムとして音楽療法・プール療育・スヌーズレン（多感覚刺激）を実施するとともに、様々な行事をとおして多様な体験活動を行っている。

また、保護者が療育知識や技能を習得し、家庭での療育に役立てられるよう支援に努めている。

a 療育内容等

⑷ ねらい

泣いたり、笑ったり、気持ちをいっぱい表現しよう。

五感を通して、いろいろな刺激を感じよう。

親子で安心して過ごせる場所にしよう。

⑹ 日課

日課は、表２－７のとおり。

表２－７ 日課（通常療育の場合）

時間	日課
9:45	登園（通園バス等）、検温、排泄
10:00	保護者の体操（ラジオ体操第２）
10:05	体操（ふれあいリラックス体操・リズム体操）、水分補給、排泄
10:45	朝の会（今月の歌・おはようの歌・出席確認の呼名・シールはり）
11:00	主活動（室内あそび・運動あそび・製作・お散歩・音楽療法・スヌーズレン・お誕生会・園庭プール等）
11:40	給食、歯磨き
12:45	親子分離療育（保護者は控室にて待機、ふれ足体操・自由あそび・午睡）
13:45	帰りの会（さよならの歌）
14:00	降園
14:10	通園バス発車

⑹ ふれあいリラックス体操・リズム体操

療育への導入として、音楽に合わせ手足の指等にやさしく触れ、親子の心と身体をほぐす「ふれあいリラックス体操」や親子でリズム体操をして児童が動こうとする自主的な気持ちを大切にしている。

⑷　音楽療法

日本音楽療法学会認定音楽療法士による専門的な音楽療法を平成 13 年度から実施している。音楽や楽器をとおして聴覚・視覚・触覚等の感覚に働きかけ、身体的なリズム感覚を引き出し、ボディイメージを育てる、手指への意識を高め協応運動を促す等により心身機能の維持改善、生活の質の向上等を図っている。

⑸　プール療育

水中では姿勢の保持・変換が困難な児童が浮力や水圧を利用して様々な姿勢や変化を体験でき、運動量が確保されるため食欲や睡眠を促す等生活面での効果がある。

保護者や保育士とスキンシップを通してリラックスしながら水中で集団遊びすることにより仲間と交流できる等、様々な療育効果も期待できる。

プール療育は、５月から１２月初旬の金曜日に、名古屋市障害者スポーツセンターにおいて実施している。ただし、主治医の許可が得られない等で入水ができない児童は学園で通常療育を行っている。

表２－８　プール療育

目　的	・水に慣れ親しみ、水の中で身体を動かす楽しさを体験する。 ・浮力や水圧がある水中運動により健康の維持増進を図る。 ・親子のスキンシップを深め、水中集団遊びを通じて友だちと交流する。
日　時	金曜日　　9:30～12:30（入水 10:30～11:10）
場　所	名古屋市障害者スポーツセンター（名東区勢子坊２―５０１）
内　容	9:30　通園バス出発（10：００名古屋市障害者スポーツセンター着） 10:00　健康チェック（検温・脈拍・聴診・健康観察等）、 着替え、準備運動、シャワー 10:30　入水　・集団水慣れプログラム（音楽に合わせて１０分程度） (腰かけキック・歩き・ゆらし・ジャンプ・バブリング等) ・集団あそび、個人療育プログラム、個人遊泳（２０分程度） 11:10　退水　・保温、シャワー、着替え 11:45　通園バス出発（12:30 学園着）

⑹　単独療育

旧わかくさ学園では、就学等を控える年長児等を対象に精神的な成長や自立心を育成するため、児童のみ単独で通園し、集団生活を経験する単独療育を実施していたが、一元化後は年少児以上を対象とし、保護者の希望に合わせて単独療育を実施している。

⑺　行事

令和７年度に実施した主な行事は表２－９のとおり。

表２－９　令和７年度　行事

区分	学園行事	家族支援	健康診断
４月	入園式	個人懇談	身体測定（毎月）
５月	春の遠足	ブラッシング指導	歯科検診
６月			
７月	七夕会 夏祭り	家庭訪問	
８月		８/7～8/17　在宅療育	
９月	家族参観	個人懇談	
10月	運動会　遠足 ハロウィン		健康診断
11月	芋ほり クッキング	港特別支援学校見学	
12月	クリスマス会	12/27　～1/7　在宅療育	
１月	節分会		
２月	ひなまつり会	園外療育、個人懇談	
３月	卒退園式	3/27～4/7　在宅療育	

(ウ)　そ の 他

a　保護者教室

保護者支援として各種の保護者教室を実施している（表２－１０）。

表２－１０　令和７年度　保護者教室

区分	内容	講師等
5月	ブラッシング指導	中央療育センター歯科衛生士

※令和７年度はわかくさ組として行ったのはブラッシング指導のみ。その他の学習会は、今年度からはつぼみとして合同で行うこととした。（表１－９参照）

b　アフターケア

卒退園児を対象に成長の様子を共有し支援の継続性を図るため、保育士等が、特別支援学校・通園施設・保育園等を訪問しアフターケアに努めている。

ウ 通園部すぎのこ（旧すぎのこ学園）

すぎのこは、児童福祉法に基づく、主に難聴幼児を対象とした児童発達支援センターである。就学前の児童と保護者がともに通園し、生活の場面や季節の行事等を楽しく体験することで社会参加の意欲を高め、コミュニケーションやことばの力を育てることを目指した療育に努めている。

難聴児の言語獲得のためには、１日も早い発見と指導・教育が不可欠とされている現在、多くの産科病院等で新生児聴覚スクリーニングが導入されており、難聴の発見は低年齢化している。そのため、３歳前後で発見・紹介されるケースはまれになっている。

表３－１　園児数

（単位：人）

男	女	計
１３	１３	２６

注：途中入退園児を含む

(ア) 園児の概況

ａ　性別・年齢別・障害の程度別

令和７年度の在籍児（途中入退園児を含む）は２６人であり、その性別・年齢別及び障害の程度別の内訳は、表３－２及び表３－３のとおりである。難聴幼児通園施設は全国的に数が少ないため、市内全域からだけではなく市外から通園してくるケースがあり、令和７年度は４人が市外から通園してきている。

表３－２　年齢別・性別等内訳

（単位：人）

区　分		０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳	計
性　別	男	１	２	３	２	３	２	１３
	女	０	２	５	１	３	２	１３
計		１	４	８	３	６	４	２６
並行通園の状況（再掲）	幼稚園	０	０	０	２	５	１	８
	保育所	０	１	６	１	１	３	１３

表３－３　障害の程度別の内訳

（単位：人）

区　　分	０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳	計
身体障害者手帳２級		1	3	1	4	1	１０
身体障害者手帳３級	1		2				3
身体障害者手帳４級			1	1		1	3
身体障害者手帳６級					1	2	3
非 該 当		3	2	1	1		7
計	1	4	8	3	6	4	26

注：聴覚障害の等級は、2,3,4,6 級のみ。

b　難聴の診断年齢・診断機関及び入園経路

難聴の発見時期は新生児聴覚スクリーニングの導入に伴い、低年齢化してきており、１歳未満で診断されるケースが増えてきている。身体障害者手帳に該当しない程度の難聴も低年齢で発見されるケースが増えている。その一方で、ことばが遅いことを主訴に受診して３歳前後で難聴が発見されるケースもまれにみられる。

表３－４　難聴の診断機関及び年齢

（単位：人）

区分	０歳０か月 ０歳６か月	０歳７か月 １歳０か月	１歳１か月 １歳６か月	１歳７か月 ２歳０か月	２歳１か月 ２歳６か月	２歳７か月 ３歳０か月	３歳１か月 ３歳６か月	３歳７か月 ４歳０か月	４歳１か月 ５歳０か月	５歳１か月 ６歳０か月	計
中央療育センター		1				1					2
愛知小児保健医療センター	13(4)	3(4)									16(8)
病院	8(2)										8(2)
地域療育センター（中央除く）											
計	21(6)	4(4)				1					26(10))

注：（　）内は身体障害者手帳非該当の児童を再掲

表３－５　入園の紹介ルート　　（単位：人）

区　　分	０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳	計
あいち小児保健医療総合センター	１	３	２	２	３	４	１５
保健センター					１		１
病院		１	６	１	２		１０
地域療育センター							０
その他							０
計	１	４	８	３	６	４	２６

表３－６　入園時の年齢　　（単位：人）

区　　分	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
０か月　～　６か月					
７か月　～　12 か月			１	１	１
１歳１か月　～　１歳６か月	９	９	１０	１０	８
１歳７か月　～　２歳	７	６	５	１０	６
２歳１か月　～　２歳６か月	２	４	５	３	６
２歳７か月　～　３歳				１	２
３歳１か月　～　３歳６か月	３	２	１		
３歳７か月　～　４歳	２	１	２	２	１
４歳１か月　～　４歳６か月					２
４歳７か月　～　５歳			１	２	
５歳１か月　～　５歳６か月					
５歳７か月　～　６歳		１			
６歳１か月　～　就学					
計	２３	２３	２５	２９	２６

c　入園までの指導

難聴が発見され、入園が決定した児童に対しては、入園前に次のことを行っている。

(a) 見学

各年齢のクラスを、それぞれ最低１回見学してもらっている。これによって、学園の指導内容を具体的に理解してもらい、スムーズに療育に参加できるようにしている。

(b) ガイダンス

難聴と診断された後、難聴、聴力、補聴器についてガイダンスし、聴力確定、補聴器装用を図っていく。ガイダンスは入園後も適宜行っている。

（イ）療育指導の概況

ａ　指導目標

補聴器を適切に使用し、残存聴力を最大限に活用し言語の発達を促すことが目標となる。そのために、集団指導・個別指導とも、保護者も参加し、当園での療育活動を家庭での療育に活かしてもらうように心がけている。低年齢ほど、保護者への援助・指導の比重が大きくなっている。

ｂ　通園回数

集団指導は、年齢別のクラスを原則としている。

個別指導は、週１回・１時間、言語聴覚士が行っている。

表３－７　年齢別通園回数

区　分	集団指導	個別指導	通園回数
０歳	週１回	週１回	週２回
１歳	週１回	週１回	週２回
２歳	週３回	週１回	週３回
３歳	週３回	週１回	週３回
４歳	週１回	週１回	週２回
５歳	週１回	週１回	週２回

ｃ　日課

基本的な日課は、表３－８のとおりである。（ただし、年中児・年長児は、幼稚園・保育所へ通うことを中心としているため、クラス運営は午後行っており、日課も異なる。）

毎日の日課を訓練室に掲示して、その日の指導内容を保護者に把握してもらうよう努めた。

指導内容については毎月クラスごとにその月の行事を考慮して設定したテーマ（目標）に沿ったものとし、体験の共有や積み重ねを大切に行った。さらにきめ細かい指導を行うため、個人ごとの目標も設定して、月初めに保護者へ説明の上、クラス目標とともに配付した。また、学期ごとに行う療育指導のまとめについても同様に配付して、保護者に児童の発達や療育に対する理解を深めてもらった。

表３－８　基本日課表

9:30	10:30	11:15	11:45	13:00	14:00
個別訓練　聴力検査	体操	朝のあいさつ　うた　お話	課題	給食　自由あそび	個別訓練　聴力検査
親子	親子	親子	親子	親子または親子分離	親子

ｄ　年間行事

令和６年度の行事の実施状況は、表３－９　のとおりである。

月	実施した行事名
４　月	始業式、こいのぼりあげ、こどもの日の行事
５　月	健康診断
６　月	歯科検診、家族参観、ブラッシング指導
７　月	七夕会、プール遊び
８　月	プール遊び、夏まつりごっこ
９　月	運動会
10　月	秋の遠足（鶴舞公園）
11　月	家族参観、健康診断
12　月	クリスマス会
１　月	鏡開き、節分会
２　月	ひなまつり会
３　月	お別れ遠足（名古屋市科学館）、修了式

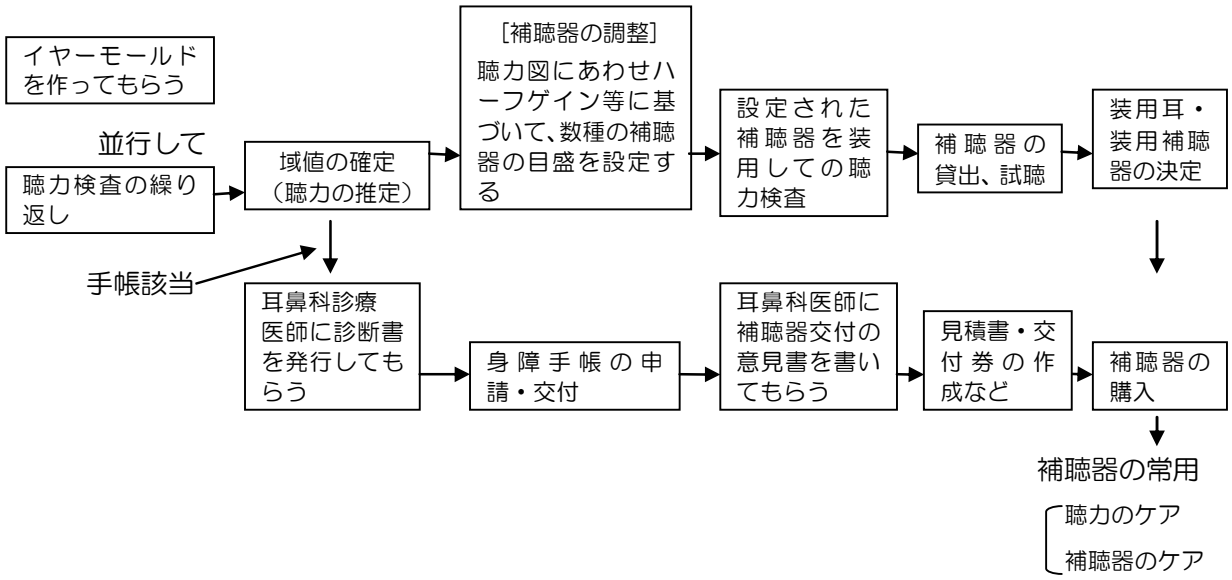
ｅ　補聴器のフィッティング

園児等の補聴器は、図３－１のようなフィッティングの手続きを経て決定されるが、デジタル補聴器フィッティング装置等の機器を利用してフィッティングの簡易化も図っている。

園児の装用している補聴器は、両耳の聴力レベルにさほど差がない場合は耳かけ型補聴器を両耳に装用することが中心だが、差がある場合は片耳装用、フィッティング途上では交互装用をしている。

令和７年度末において、園児の装着している補聴器の種類と人数は、人工内耳１３人（人工内耳両耳装用１２人・片耳補聴器併用１人）、耳かけ型補聴器両耳装用１人、骨導補聴器両耳装用２人であり、近年、人工内耳を両耳装用している園児が増えている。

図３－１　補聴器フィッティングの流れ



f　聴力管理

園児の補聴器フィッティングやその後の聴力管理のため、繰り返し聴力検査を行っている（表３－１０）。

表３－１０　月別聴力検査回数

（単位：件）

区分		４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	計
自覚的聴力検査	BOA													０
	COR			２	３	３	１	５	５	１				２０
	ピープショウ	２	１４	１１	９	３	１	４	４	４	９	１１	９	８１
	標準聴力検査													０
	語音聴力検査													０
計		２	１４	１３	１２	６	２	９	９	５	９	１１	９	１０１

注１：耳鼻科診察時の聴力検査は除く。

注２：表中、検査方法等は略称で表示したが、正式な名称は以下のとおりである。

BOA：聴性行動反応聴力検査、COR：条件詮索反応聴力検査、ピープショウ：遊戯聴力検査、

（4）企画調整部門

地域療育センターに係る企画調整部門は、令和５年度に中央療育センター内に設置され、市内の地域療育センター及び児童発達支援センター（以下「地域療育センター等」という。）に係る発達支援・地域支援の内容や質の向上、均質化を図るため、地域療育センター等の運営に係る調整及び早期子ども発達支援担当職員研修等を行っている。

ア 地域療育センターの運営に係る基準等

（ア）地域療育センター運営基準

市内の地域療育センター等が質の確保された早期子ども発達支援を実施できるよう、令和３年３月に、全市で統一的に運営する事項と一定の基準のもとに地域の実情等に応じて各センター決定・運営する事項を定めた「地域療育センター運営基準」を策定した。その後、児童福祉法等の改正や「今後の名古屋市早期子ども発達支援体制に関する方針2029」の策定等を踏まえ、令和７年３月に改正した。

（イ）その他

令和５年度に、市内の児童発達支援センターにおいて医療的ケアを安全かつ適切に実施するため、基本的な事項や留意事項を示す「児童発達支援センターにおける医療的ケア児対応ガイドライン」を策定した。また、令和７年度は、南海トラフ地震をはじめとする大規模地震に備え、基本的な対応及び留意事項を定めた「地域療育センター及び児童発達支援センター地震防災対策指針」を策定した。

イ 地域療育センターの運営に係る調整

（ア）児童発達支援センター施設長会

市内の児童発達支援センターの施設長等が参加し、運営に関する情報の共有や課題等についての意見交換を定期的に行うもので、令和７年度は３回実施した。

（イ）地域療育センター等の運営に関するワーキング

市の計画やセンターの運営に係る課題等について検討を行うもので、令和７年度は７回実施した。

（ウ）児童発達支援センター利用調整会議

児童発達支援センターへの通園を希望する児童について、各センター間で申込状況を共有し、市全体の定員内で希望する児童の受入が可能となるよう調整を図るもので、令和７年度は 12 月と２月に実施した。

（エ）各種担当者会における課題の把握、本庁・関係機関等との調整

各部門の担当者会に出席し、セクションごとの運営に関する課題を把握し、必要に応じて、各センター間や市の所管課・関係機関との連絡調整を行った。

（オ）統計資料の取りまとめ

各地域療育センターの事業概要や実績等について、児童発達支援センター施設長会をはじめ各種会議や職員間で活用できるよう、統計資料を集約した。

ウ 早期子ども発達支援の質の向上、均質化のための研修等

（ア）早期子ども発達支援担当職員研修

就学前の子どもの発達に係る支援に携わる職員（保育所、幼稚園、保健センター及び児童発達支援センター等の職員）として必要な知識やスキルを段階的に習得し、計画的なスキルアップを図るとともに、多職種・多機関の職員が同一の研修を受講して交流することにより、子どもの育ちや支援について複数の視点からの学びを深め、連携力の向上及び協働の推進を図る目的で実施している。

令和２年度に研修プログラムの検討を行い、令和３年度に基礎講座をモデル実施して以降、段階的に拡充している。令和５年度には、企画調整部門へ所管が移され、基礎講座、中級講座、上級講座のすべての研修を本格実施するとともに、当研修の基礎的な内容をオンデマンドで閲覧できる動画配信サイトを開設した。

令和７年度は、研修全体を「発達支援、家族支援、多職種連携支援、医療的ケア児・重症心身障害児支援」の４つのテーマ別に再構成し、12 回の研修を実施した。また、新たに医療的ケア別動画を作成し、動画配信サイト及び医療的ケア児支援サイト「え・が・お」に掲載した。

（イ）地域療育センター等への公認心理師派遣事業

名古屋市立大学の寄附講座との連携事業として、公認心理師を地域療育センターに派遣し、職員のスキル向上を図るもので、令和６年度に中央療育センターにおいてモデル実施を行い、令和７年４月から市内の全地域療育センターへ、令和８年１月から市内の全児童発達支援センターへ対象を拡大した。

（ウ）Be 研修

職員の知識・技術の習得や地域との連携等を図るため、中央療育センター内の各セクションと発達障害者支援センター（りんくす名古屋）が連携して、各種研修を企画・実施している。令和７年度は、内部向けの研修及び外部向けの研修を実施したほか、当研修の担当者部会において、療育に関する地域への広報・啓発として「中央療育センターだより（第３号）」を発行した。

（エ）その他

市内の地域療育センターの共催による「地域療育センター合同研修会」について、令和５年度からは企画調整部門も加わり、開催に向けた調整等を行っている。

エ その他

「名古屋市中央療育センター等倫理審査委員会」に関する事務を行っている。

※「名古屋市中央療育センター等倫理審査委員会」…市長の附属機関として、名古屋市中央療育センターその他市長が定める機関が行う「人を対象とする医学系研究」に係る研究の実施又は研究計画書の変更等について調査審議するもの

3 くすのき学園（児童心理治療施設）

くすのき学園は、家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難になった児童に対し、社会生活に適応するために心理治療、生活指導及び学校教育を行う施設である。精神医学、臨床心理、生活指導、学校教育の各分野の専門家が協働して児童やその家族を援助している。

心理治療では、週に１回セラピーを実施し、児童がセラピストに甘えや怒りを出したり、悩みを伝えたりする中で、周りの人との基本的な信頼感を回復したり、自分の感情をコントロールする力を高めたりできるよう支援している。

生活指導では、日常生活や買い物、外出、学園行事、児童同士の関わりを通じて、社会性や主体性を身につけられるよう働きかけている。

学校場面では、一人ひとりの能力や学習進度に合わせて、授業が設定されている。また、本校（川原小学校、川名中学校）との連携の下、本校児童、生徒との交流を図る取り組みをしている。

全国児童心理治療施設協議会中部ブロックの愛厚ならわ学園（愛知県半田市）、中日青葉学園わかば館（愛知県日進市）、桜学館（岐阜県関市）、悠（三重県桑名市）、ふくい森の子学園（福井県福井市）とは、研修をはじめとした情報交換を行い、専門知識・技術向上を図ると共に相互理解を深めている。

（1）在園児の概況

ア 学年別在園児童数

表１　在園児童の状況

（単位：人）

区分	小学生			中学生			全体
	男	女	計	男	女	計	
入所	７	５	１２	４	４	８	２０
通所	０	０	０	０	１	１	１
計	７	５	１２	４	５	９	２１

注１：令和８年３月３１日現在。

注２：通所児童は、自宅のほか、児童養護施設・里親宅からの利用を含む。

イ 在園期間（令和８年３月31日までの期間）

平均在園期間は、小学生は１年１０か月、中学生は３年５か月、全体で２年６か月だった。令和７年度在園していた児童の中で最も長く在籍した児童の在園期間は７年０か月だった。

（2）入園児

令和７年度は５人が入園した（措置変更によるものを含む）。内訳は小学生が３人、中学生が２人だった。

表３　入園児の状況

区分	性別	入所／通所	入園理由
小４	男	入所	被虐待
中１	男	入所	被虐待
小１	女	入所	被虐待
中２	女	入所	養育力
小５	男	入所	被虐待

（3）退園児

令和７年度は 10 人が退園した（措置変更によるものを含む）。内訳は小学生が２人、中学生が８人だった。在園期間については、最短２か月、最長４年８か月、平均１年だった。

表４　退園時の状況

区分	性別	入所／通所	退園月	在園期間	退園理由／退園後の進路
中２	男	入所	３月	４年 ８か月	措置変更／児童相談所
中２	男	入所	４月	３年 ８か月	措置変更／児童養護施設
中３	女	入所	３月	２年 ５か月	措置変更／グループホーム
小６	男	入所	3月	１年 11 か月	家庭引取／自宅
小６	女	入所	3月	１年 11 か月	家庭引取／自宅
中３	女	通所	３月	１年 ６か月	通所措置解除／児童養護施設
中３	男	通所	３月	１年 ４か月	家庭引取／自宅
中１	男	通所	４月	２か月	措置変更／児童心理治療施設
中３	女	入所	３月	１年 ２か月	措置変更／地域小規模施設
中３	女	入所	３月	１年	措置変更／児童養護施設

（4）心理治療

心理治療は入所児・通所児ともそれぞれ週１回、45 分を目安に実施し、個々の児童の状態と必要性に応じて柔軟に対応している。また、家庭や児童の状況・状態によって家庭訪問や関係機関との調整を行っている。

児童心理治療施設では総合環境療法として、学校、生活、医療、心理等の専門職の連係のもとで日常的なチームアプローチをおこなっている。

家族治療では、保護者の都合で定期的に面接を行うことができない場合が多い。

表５　在園児と家族への治療・援助状況

（単位：人）

区　分	内　　容		小学生	中学生	計
在園児	治　療　回　数		501	348	849
	治　療　方　法	カウンセリング	88	116	204
		遊戯療法	486	308	794
		工作・その他	139	80	219
		箱庭	21	6	27
		心理テスト	44	35	79
家　族	来　所　面　接		8	6	14
	家　庭　訪　問		4	0	4
その他	関係機関との調整		653	497	1150
	その他との調整		3	5	8

注１：１回の治療に、２種類以上の方法を実施している場合がある。

注２：関係機関とは、学校、施設、病院、警察等を指す。

注３：その他には、区役所での転入手続きが含まれる。

注４：一時保護委託児童分を含む。

(5) 生活指導

ア 生活指導

生活指導の日課は、表６のとおりである。

指導員・保育士が児童に生活習慣の確立と情緒の安定、発達を促していくよう指導をしている。また、家庭的な処遇を心がけ、年齢・能力に応じた基本的生活習慣を養い、買い物指導・園外指導を通じて社会性を養うことに配慮し、自主自立に向けて指導している。その中で集団に入れない児童、対人接触の少ない児童については、個別的な配慮をしている。

学習について、小学生は日課に沿って学習しているが、中学生は担当職員と時間を決めて学習しているほか、学生による学習支援も実施している。

通所児童についても、降園時刻までは入所児童と同じ日課に基づいて行動している。

（登園時刻 8:30、降園時刻 14:00～15:00）

表６　日課表（平日）

7:00	起　床		おやつ
7:30	朝　食		自由時間
	歯みがき・登校準備	16:30	片付け
8:30	登　校		入　浴
	学　校	17:30	夕　食
			歯みがき
12:00	給　食		
	学　校	19:00	自由時間・就床準備
		20:00	（小学1～２年生）就床
14:00～15:00	下　校	21:00	（小学３～6年生）就床
		22:00	（中学生）　　就床
	学　習		

イ 年間行事

学園における通年の行事内容は、表７のとおりである。施設での生活は閉鎖的になりがちであるため、GW、夏休み、冬休みなどの長期休暇には、余暇活動を充実させることや全員で楽しく過ごせるような時間を持つことを目的に外出を行っている。その中で、公共のマナーを身につけたり、社会生活に適応していくための体験活動の充実を図ったりしている。

表７　年間行事

区分	令和７年度
４月	花見
５月	昼食外出
６月	合同遠足（レゴランド）
７月	海の家、野球観戦、昼食外出
８月	映画鑑賞、劇団うりんこ、 焼肉食べ放題、サーカス鑑賞、 絵画展表彰式
９月	
10 月	くすのきまつり
11 月	科学館昆虫展、昼食外出、 バスケットボール観戦
12 月	クリスマス会
１月	初詣、買い物外出
２月	
３月	バスケットボール観戦 卒業を祝う会、送る会

ウ その他

(ア) 保健管理

学園の医療としては、中央療育センターの診療部門をはじめ、外部医療機関と連携して入園児の健康上の問題に対応している。

学園健診として年２回、定期健康診断を実施するほか、学校健診後の小児科・耳鼻科・眼科・歯科・整形外科の指摘事項に対する受診の治療を行っている。

また、歯科衛生士による歯磨き指導などを通じて児童が健康への意識、関心を高められるよう指導している。

(イ) 安全教育

火災等、災害に対する児童の安全意識を高めるとともに、非常時に問題なく職員の誘導に従うことができるように日頃から準備をしておくため、避難訓練を毎月実施した。

また、不審者対応の避難訓練も併せて実施することになった。

(ウ) 性教育

人権意識や正しい性の知識を身に付けること、また、自分の身を守れるようにすることを目的とし、月１回程度、「だいじの会」という名称の学習会形式で、学年や発達、性別に合わせた性教育を行った。

（6）学校教育

ア 小学校教育

昭和 48 年６月から小学生の処遇開始に伴って、名古屋市立滝川小学校情緒障害学級として施設内に開設された。平成 22 年５月の施設移転に伴い、同年４月より、名古屋市立川原小学校自閉・情緒障害特別支援学級となった。平成 25 年４月からは、名古屋市立川原小学校の分校となった。

(ア) 学年別在籍児童数

表８　学年別在籍児童内訳（小学校）

（単位：人）

区分	１学年	２学年	３学年	４学年	５学年	６学年	計
男	０	０	０	１	３	２	６
女	０	１	０	０	０	３	４
計	０	１	０	１	３	５	１０

注１：令和８年４月１日現在

(イ) 学級編成

児童の数から、複式学級で編成しているが、児童の状態や個人差により、個人を取り出して授業を行うこともある。

(ウ) 授業単位数、週時程、週行事

名古屋市の通常学級の教育課程を基本にした編成を行っているが、編成の仕方は教科等の学習に対する個々の児童の不安や治療の進み具合の程度等に合わせて弾力的に行っている。

表９　授業単位数週配当表

（単位）

区　分	教科									道徳	特別活動	総合的な学習の時間	外国語活動	外国語	計
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図工	家庭	体育						
１学年	９	—	４	—	３	２	２	—	３	１	１	—	—	—	25
２学年	９	—	５	—	３	２	２	—	３	１	１	—	—	—	26
３学年	７	２	５	2.6	—	1.7	1.7	—	３	１	１	２	１	—	28
４学年	７	2.6	５	３	—	1.7	1.7	—	３	１	１	２	１	—	29
５学年	５	2.9	５	３	—	1.4	1.4	1.7	2.6	１	１	２	—	２	29
６学年	５	３	５	３	—	1.4	1.4	1.6	2.6	１	１	２	—	２	29

注：１単位は４５分

表１０　週時程表と週行事

区　　分		月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
8:30						
8:45		読書・朝の会 係活動	読書・朝の会 係活動	読書・朝の会 係活動	読書・朝の会 係活動	読書・朝の会 係活動
9:30	1時限	8:45～ 学園全体打ち合わせ会(教員は代表参加)				
9:40	放　課					
10:25	2時限					
10:40	放　課					
11:25	3時限					
11:35	放　課					
12:20	4時限					
	給　食					
12:50	放　課					
13:00 13:45	5時限					
13:55	（小学校） （中学校）	清掃・帰りの会 放　課	清掃・帰りの会 放　課	清掃・帰りの会	清掃・帰りの会	清掃・帰りの会
14:40	6時限 （中学校）				クラブ （中学校）	クラブ （小学校）
14:50	（中学校）	帰りの会	帰りの会	三部会 （週1回）	帰りの会	帰りの会
			職員会議 （月1回） 小中打ち合わせ会 （月１回）		ケース会議 （随時）	

(エ) 交流及び共同学習

社会的適応力を身に付けるために、外部の集団に慣れることも必要である。そのため、儀式的行事や運動会（体育大会)、野外学習などの宿泊行事などは、本校の行事等に参加している。

イ　中学校教育

昭和 59 年度に、名古屋市立川名中学校情緒障害児学級として、施設内に 1 学級が開設された。昭和 61 年度には 1 学級が増設され、2 学級 3 担任に、さらに平成 9 年度に 1 学級が増設され、3 学級 4 担任に拡充されたが、平成 22 年度より 2 学級 2 担任に減級、減員になった。

平成 25 年度からは、名古屋市立川名中学校分校となり、教員数が7～8 名となった。

(ア) 学年別在籍生徒数

表１１　学年別在籍生徒数

（単位：人）

区　分	１学年	２学年	３学年	計
男	１	２	３	６
女	２	１	３	６
計	３	３	６	１２

注１：令和８年４月１日現在

(イ) 学級編成

２学級あり、８人の担当教員が指導を行っている。

(ウ) 授業単位数、週時程、週行事

授業は、通常の教育課程に準じて行うが、小学校同様、生徒の実態を考慮して、授業単位数の週配当は、表 12 のとおりである。週時程と週行事は、前掲の表 10 のとおりである。

表１２　授業単位数週配当表

（単位）

区　分	教科									道徳	特別活動	総合的な学習の時間	自立活動	計
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	技術・家庭	保健体育	英語					
１学年	４	３	４	３	１	１	１	３	４	１	１	１	２	29
２学年	４	３	3.5	3.5	１	１	１	３	４	１	１	１	２	
３学年	３	3.5	４	3.5	１	１	１	３	４	１	１	１	２	

注：１単位は４５分

(エ) 合同学習

治療的かかわりをもつことと、集団での学習体験をさせることの両面から、１学年から２学年もしくは 1 学年から 3 学年の合同学習の授業を設定した。合同学習の教科は、音楽、美術、保健体育、技術・家庭である。

（オ）個別指導

在籍生徒の措置理由として、不登校や虐待が９割以上を占めることから、心理治療を必要としている。そのため、こうした生徒に対しては、治療の進展に合わせて基礎的な教科学習を含めた個別指導を実施する。また、各担任は、授業後の時間を活用して、進路指導等についての話し合いも行う。

（カ）進路指導

進路指導は、本校の進路指導主事と連携を取りながら、進めている。

就職指導は、職業安定所による職業相談実施計画にあわせて、職業相談や職場見学を実施し、一般学卒の枠の中で進めている。

しかし、このような生活環境の中、希望する進路をかなえられないこともある。その要因として、家族関係不調の生徒が増え、卒業後の行く先（居住）が不安定で、進路先を決めにくいことがあげられる。

（７） その他の事業

ア 家族療法事業

平成４年度から始まり、会計年度任用職員（セラピスト）２人を配置して、家族療法、家族面接を令和７年度は２ケース、延べ 127 回実施した。

イ　アフターケア

学園を退園し家庭復帰した児童の電話相談や来所面接、家庭訪問や学校訪問等を児童相談所と連携しながら行っている。また、児童養護施設等へ措置変更をした児童についても、施設訪問や来所面接等を必要に応じて行っている。

［資料］WHO の診断分類による児童の状況

臨床に即した診断と分類を行い、職員間のコミュニケーションのためや研修時の共通概念を持つため、診断分類を行い児童の状況把握に役立てている。全国児童心理治療施設協議会と基準を合わせるために、平成 14 年度からそれまでの ICD-6に替え、 ICD-10 で統計分類をすることとした。

表１３　入・退園児の状況及び退園児童の在園期間別状況

（単位：件数）

区　　分	入園児童診断数		退園児童診断数		令和７年度の退園児童の在籍期間								
	令和7年度まで累計	令和7年度入所分	令和7年度まで累計	令和7年度退園分	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年以上6年未満	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上
ＸＸ特になし	３４	０	33	０	０	０	１	０	０	０	０	０	０
Ｆ１０－１９	０	０	０	０	０	０	０	０	０	０	０	０	０
Ｆ２０－２９	０	０	０	０	０	０	０	０	０	０	０	０	０
Ｆ３０－３９	０	０	０	０	０	０	０	０	０	０	０	０	０
Ｆ４０－４８	197	０	197	０	０	０	０	０	０	０	０	０	０
Ｆ５０－５９	０	０	０	０	０	０	０	０	０	０	０	０	０
Ｆ６０－６９	０	０	０	０	０	０	０	０	０	０	０	０	０
Ｆ７０－７９	０	０	０	０	０	０	０	０	０	０	０	０	０
Ｆ８０－８９	109	３	105	３	０	２	１	０	０	０	０	０	０
Ｆ９０－９８	356	３	349	７	１	４	０	１	１	０	０	０	０
Ｆ９９	０	０	０	０	０	０	０	０	０	０	０	０	０

注１：１人が２つの分類に該当する場合がある。

（診断分類　ＩＣＤ―１０Ｆコード表の見方）

注１：ＩＣＤ―１０とは、International Statistical Classification of Disease の略で、ＷＨＯの国際疾病分類第１０改訂版１９９０を指す。

注２：ＩＣＤ―１０の構成（Ｆコード）については、以下を参照。

Ｆ００－０９　症状を含む器質性精神障害

Ｆ１０－１９　精神作用物質使用による精神及び行動の障害

Ｆ２０－２９　精神分裂病、分裂病型障害及び妄想性障害

Ｆ３０－３９　気分（感情）障害

Ｆ４０－４８　神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害

Ｆ５０－５９　生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群

Ｆ６０－６９　成人の人格及び行動の障害

Ｆ７０－７９　精神遅滞

Ｆ８０－８９　心理的発達の障害

Ｆ９０－９８　小児および青年期に通常発症する行動および情緒の障害

Ｆ９９　　特定不能の精神障害

4 発達障害者支援センター りんくす名古屋

発達障害者支援センター（以下「りんくす」という。）は、発達障害[注] 児・者やその家族、関係機関からの相談を受けて、本人や家族が安心して地域生活を送れるように支援のコーディネートを行っている。また、子どもから大人まですべてのライフステージを通して必要な支援を一貫して受けられるようにするために、医療、教育、労働、福祉等の関係機関とのネットワークが広がるように働きかけていく事業を行っている。

実施する事業は、⑴相談業務 ⑵人材育成・普及啓発 ⑶情報発信 ⑷関係機関等との連携の４つに加え、令和５年度から⑸地域支援マネジャー事業を開始した。

注:「発達障害」･･･発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害（PDD）、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。

(1) 相談業務

相談業務では、発達障害児・者やその家族、関係機関等からの発達障害に関する様々な相談に応じ、助言や情報提供等を行っている。

相談内容によって、「相談支援」と「就労支援」の２つに分けられ、「就労支援」は、就労に関する相談に対する支援、「相談支援」は、就労支援以外の相談に対する支援となる。

相談は、基本的に電話により行っている。相談者のニーズや必要性に応じて、主に就労支援を対象に面接も実施している。さらに、支援機関に同行する「訪問」を行う場合もある。

紹介先としては、相談支援の場合は、障害者基幹相談支援センターや仕事・暮らし自立サポートセンター等が、就労支援の場合は、愛知障害者職業センターや就労移行支援事業所等の就労支援機関、ハローワーク等が挙げられる。

令和５年度から３年間の相談者数の推移を表１に示す。

表１　相談者数の推移（過去３年間）

（単位:人）

区 分	相談者数【実人数】			相談件数【延人数】　※( )内の人数は再掲								
	令 和 5年度	令 和 6年度	令 和 7年度	令和5年度			令和6年度			令和7年度		
					面接	訪問		面接	訪問		面接	訪問
相談支援	963	1,029	906	2,058	(8)	(2)	1,840	(21)	(4)	2,165	(69)	(13)
就労支援	151	142	146	658	(113)	(19)	460	(101)	(13)	716	(155)	(27)
計	1,114	1,171	1,052	2,716	(121)	(21)	2,300	(122)	(17)	2,881	(224)	(40)

表２　相談内容の内訳（複数選択）

相 談 内 容	相談者数(実人数)	割合
現在の生活に関することや、家庭で家族ができることを知りたい。	622	49.2%
診断・相談・支援を受けられる機関について知りたい。	256	20.3%
今後の就労について相談したい。	103	8.1%
相談の対象となっている児(者)が発達障害かどうか知りたい。	88	7.0%
現在勤めている職場に関する相談をしたい。	74	5.9%
利用できる制度について知りたい。(手帳、年金、手当、障害福祉サービス等)	47	3.7%
対応困難な状況の改善について相談したい。(強度行動障害、ひきこもり等)	40	3.2%
進路や将来の生活に関する相談をしたい。	16	1.3%
現在通学している学校、利用しているサービス等に関する相談をしたい。	15	1.2%
そ の 他	3	0.2%
合計	1,264	100.0%

注)1人で複数の相談内容を含む者は、重複計上している。

表３　年齢別に見た障害種別

（単位:人）

区 分	乳幼児	小学生	中学生	16～18歳	19～29歳	30～39歳	40～49歳	50～64歳	65歳以上	不明	合計	割合
自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害	18	48	18	25	55	59	34	27	4	10	298	28.3%
注意欠陥多動性障害(ADHD)	0	21	10	11	26	17	12	14	1	2	114	10.8%
学習障害(LD)	0	4	2	0	0	0	1	1	0	0	8	0.8%
発達性協調運動症(DCD)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
吃音	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0.1%
上記以外の発達障害	0	4	1	4	2	3	3	0	0	2	19	1.8%
発達障害に加え知的障害を伴う場合	5	12	5	5	6	3	0	2	1	0	39	3.7%
その他	2	3	2	1	5	6	4	1	0	1	25	2.4%
不明(未診断を含む)	34	88	32	36	108	54	63	68	23	43	549	52.2%
合 計	59	180	71	82	202	142	117	113	29	57	1,052	100%
割 合	5.6%	17.1%	6.7%	7.8%	19.2%	13.5%	11.1%	10.7%	2.8%	5.4%	100%	

各相談者の相談内容の内訳を表２に、年齢別に見た障害種別の相談者数を表３に示した。

表２では、「現在の生活に関することや、家庭で家族ができること」の相談が最も多く、49.2%と全体の約半分を占め、次いで、「診断・相談・支援を受けられる機関について」の相談が 20.3%、「今後の就労について」の相談が 8.1%と続いている。

表３を見ると、１８歳以下が３７.２%、１９歳以上が 57.3%で、大人の方に関する相談の方が多いことがわかる。また、障害種別の「不明（未診断を含む）」が５２.２%を占めていることから、まだ支援につながっていない方からの相談が多いことがわかる。

(2) 人材育成・普及啓発

支援者の養成や家族、市民への普及啓発のため、りんくすでは研修や講演会の開催、様々な研修等への講師派遣を行っている。主催又は共催した研修や講演会等の実績を表４に、講師派遣とコンサルテーションの実績を表５に示した。

表４　主催共催の研修・講演会等

区分	事業名称 ※下線は、りんくす主催	事業内容等	参加者数
4月	TEACCHプログラム研究会愛知支部主催セミナー	主催：TEACCHプログラム研究会愛知支部 共催：りんくす、あいち発達障害者支援センター 後援：特定非営利活動法人愛知県自閉症協会つぼみの会 テーマ　学習スタイルと特性から学ぶ強度行動障害支援	80人
6月	ペアレント・メンター事業説明会	主催：愛知県ペアレント・メンター等活動推進連絡会 運営協力：りんくす、あいち発達障害者支援センター 対象：愛知県ペアレント・メンター	34人
	保育士・幼稚園教諭向け連続研修会（第1回）	主催：特定非営利活動法人愛知県自閉症協会つぼみの会 共催：りんくす、あいち発達障害者支援センター 内容：幼児期の自閉症基礎講座、グループワーク	40人
7月	ペアレント・トレーニング実施者養成研修	主催：りんくす、名古屋大学心の発達支援研究実践センター 対象：おおむね幼児から小学生を支援する支援者 内容：講義、グループ演習	17人
	愛知県自閉症協会・つぼみの会2025年度総会記念講演	主催：特定非営利活動法人愛知県自閉症協会つぼみの会 共催：りんくす、あいち発達障害者支援センター 講義：発達障害の基礎講座～まず家族支援を考える～	141人
	発達障害の子どものいる家族のためのグループ相談会（第1回）	主催：りんくす 運営協力：愛知県ペアレント・メンター等活動推進連絡会 テーマ：フリートーク 対象：年長～中3までの保護者	5人
	保育士・幼稚園教諭向け連続研修会（第2回）	主催：特定非営利活動法人愛知県自閉症協会つぼみの会 共催：りんくす、あいち発達障害者支援センター 内容：自閉症疑似体験、発表、ワークショップ	40人
	発達障害児のための進路の学習会	主催：りんくす、名古屋市中央療育センター 対象：発達障害のある小学3年生～中学生のお子さんの保護者 内容：進路について、就労について、先輩お母さんの体験談	241人
8月	実践報告会	主催：TEACCHプログラム研究会愛知支部 共催：りんくす、あいち発達障害者支援センター 後援：特定非営利活動法人愛知県自閉症協会つぼみの会 テーマ：特別支援学校が地域で果たす役割	55人
	発達障害研修（基礎編）	主催：りんくす、名古屋市知的障害者福祉施設連絡協議会、社会福祉法人名古屋手をつなぐ育成会、名古屋市知的障害者更生相談所 対象：高齢・障害福祉事業所職員 テーマ：自閉症の特性と支援の組み立てに必要な行動の見方やアセスメントについて	88人
	愛知県ペアレント・メンター養成講座「事例検討①」	主催：愛知県ペアレント・メンター等活動推進協議会 運営協力：りんくす、あいち発達障害者支援センター 内容：事例検討、意見交換会	22人
	教育セミナー	主催：あいちLD親の会かたつむり 共催：りんくす、あいち発達障害者支援センター テーマ：読み書きなどに困難のある小学生への指導－学校・家庭で出来ること－	213人
	発達障害研修（応用編）	主催：りんくす、名古屋市知的障害者福祉施設連絡協議会、社会福祉法人名古屋手をつなぐ育成会、名古屋市知的障害者更生相談所 対象：高齢・障害福祉事業所職員 テーマ：自閉スペクトラム症の特性と支援の組み立てに必要な行動の見方やアセスメントについて	79人
9月	発達障害の子どものいる家族のためのグループ相談会（第2回）	主催：りんくす 運営協力：愛知県ペアレント・メンター等活動推進連絡会 テーマ：パパ会 対象：年長～中3までの保護者	4人
	愛知県ペアレント・メンター養成講座フォローアップ研修①	主催：愛知県ペアレント・メンター等活動推進連絡会 運営協力：りんくす、あいち発達障害者支援センター 対象：愛知県ペアレント・メンター養成講座【ベーシック研修】修了者 内容：講義、ロールプレイ等	17人
	愛知県ペアレント・メンター養成講座フォローアップ研修②	主催：愛知県ペアレント・メンター等活動推進連絡会 運営協力：りんくす、あいち発達障害者支援センター 対象：愛知県ペアレント・メンター養成講座【ベーシック研修】修了者 内容：サポートブック作成リーダー研修、愛知県最新行政解説講座	15人
10月	保育士・幼稚園教諭向け連続研修会（第3回）	主催：特定非営利活動法人愛知県自閉症協会つぼみの会 共催：りんくす、あいち発達障害者支援センター 内容：ワークショップ、助言と質疑応答	40人
	自閉スペクトラム症支援基礎＆ワークショップ	主催：りんくす　**※地域支援マネジャー事業** 対象：市内の児童発達支援・放課後等デイサービスの職員 内容：講義、ワーク、質疑応答	46人
	愛知県自閉症協会・つぼみの会セミナー	主催：特定非営利活動法人愛知県自閉症協会つぼみの会 共催：りんくす、あいち発達障害者支援センター テーマ：障害のある方の意思決定支援について	82人

区分	事業名称 ※下線は、りんくす主催	事業内容等	参加者数
10月	TEACCHプログラム研究会愛知支部主催講演会	主催：TEACCHプログラム研究会愛知支部 共催：りんくす、あいち発達障害者支援センター 後援：特定非営利活動法人愛知県自閉症協会つぼみの会 テーマ：幼児期に大切にしたいいくつかのこと～がんばっているみなさんへ～	40人
	発達障害の子どものいる家族のためのグループ相談会（第3回）	主催：りんくす 運営協力：愛知県ペアレント・メンター等活動推進連絡会 テーマ：低学年 対象：年長～小4までの保護者	5人
	行政窓口担当者対象　発達障害ワークショップ研修	主催：りんくす・あいち発達障害者支援センター 対象：行政窓口や公的機関等の窓口業務担当者 内容：講義、ペアレント・メンターによる体験談、ワークショップ	46人
11月	発達障害の子どものいる家族のためのグループ相談会（第4回）	主催：りんくす 運営協力：愛知県ペアレント・メンター等活動推進連絡会 テーマ：高学年 対象：小3～中3までの保護者	2人
	つぼみきょうだい会セミナー	主催：特定非営利活動法人愛知県自閉症協会つぼみの会 共催：りんくす、あいち発達障害者支援センター 演題：「障害のある子どものきょうだいへの影響と支援」「きょうだい会でのきょうだい支援」	54人
	あいちLD 親の会かたつむり主催講演会	主催：あいちLD親の会かたつむり 共催：りんくす、あいち発達障害者支援センター 演題：思春期・青年期～「問題行動」背景と対応	93人
12月	罪を犯した発達障害・知的障害のある方の支援を多角的に考える	主催：りんくす　**※地域支援マネジャー事業** 共催：あいち発達障害者支援センター 対象：発達障害・知的障害のある人たちに関わる支援者 内容：講義、事例検討（グループワーク）	58人
	愛知県ペアレント・メンター養成講座「事例検討②」	主催：愛知県ペアレント・メンター等活動推進協議会 運営協力：りんくす、あいち発達障害者支援センター 午前：講義　午後：リフレクションワーク	10人
	発達障害・知的障害のある人の支援者のための暮しのルールの伝え方	主催：りんくす 対象：市内の発達障害・知的障害のある方の支援者 内容：講義、グループワーク	54人
	発達障害の子どものいる家族のためのグループ相談会（第5回）	主催：りんくす 運営協力：愛知県ペアレント・メンター等活動推進連絡会 テーマ：思春期 対象：中1から高3までの保護者	5人
1月	発達障害の子どものいる家族のためのグループ相談会（第6回）	主催：りんくす 運営協力：愛知県ペアレント・メンター等活動推進連絡会 テーマ：フリートーク 対象：年長から中3までの保護者	2人
	愛知県ペアレント・メンター養成講座「応用研修①」	主催：愛知県ペアレント・メンター等活動推進連絡会 運営協力：りんくす、あいち発達障害者支援センター テーマ：ペアレント・メンターの基本を振り返る～傾聴と共感～	28人
2月	愛知県ペアレント・メンター養成講座「応用研修②」	主催：愛知県ペアレント・メンター等活動推進連絡会 運営協力：りんくす、あいち発達障害者支援センター テーマ：学校での支援を考える	26人
	名古屋市強度行動障害者支援事業座談会	主催：名古屋市（委託先：名古屋市知的障害者福祉施設連絡協議会） 内容：強度行動障害者支援事業の事例報告・座談会、事業報告 **※地域支援マネジャー事業**	96人
	NHKハートフォーラム名古屋市発達障害者支援センターりんくす名古屋講演会	主催：りんくす、NHK厚生文化事業団、NHK名古屋放送局 後援：名古屋市教育委員会、JDDネット愛知、社会福祉法人名古屋手をつなぐ育成会、中日新聞社、社会福祉法人中日新聞社会事業団 テーマ：実は身近な発達障害　DCD（発達性協調運動症）ってなんだろう？～“不器用”の問題とその支援～	507人
	施設職員のための連続セミナー（第1回）	主催：特定非営利活動法人愛知県自閉症協会つぼみの会 共催：りんくす、あいち発達障害者支援センター 対象：青年期・成人期の支援者 テーマ：自閉症の理解と支援	47人
	TEACCHプログラム研究会愛知支部主催講演会	主催：TEACCHプログラム研究会愛知支部 共催：りんくす、あいち発達障害者支援センター 後援：特定非営利活動法人愛知県自閉症協会つぼみの会 テーマ：TEACCH研のこれまでとこれから	22人
3月	愛知県ペアレント・メンター養成講座「メンター交流会・子育て実践報告会」	主催：愛知県ペアレント・メンター等活動推進連絡会 運営協力：りんくす、あいち発達障害者支援センター 内容：メンター総会、子育て実践報告会、メンター交流会	29人
	施設職員のための連続セミナー（第2回）	主催：特定非営利活動法人愛知県自閉症協会つぼみの会 共催：りんくす、あいち発達障害者支援センター 対象：青年期・成人期の支援者 テーマ：自閉症の理解と支援	45人
	世界自閉症啓発デー映画上映会	主催：りんくす 共催：JDDネット愛知 映画：ぼくとパパ、約束の週末　同日2回開催	436人
合計	40回		2,864人

表５　講師派遣・コンサルテーション

対象分野	派遣月	派遣先･研修内容等	参加者数
医療	5月	名古屋市立大学　医療･保健学び直し講座	92人
	9月	名古屋市歯科医師会附属歯科衛生士専門学校　学生向け講義	25人
	1月	名古屋市歯科医師会附属歯科衛生士専門学校　学生向け講義	19人
福祉	5月	港区障害者自立支援事業者連絡会第1回学習会	20人
	6月	西生涯学習センター前期講座	28人
	6月	就労移行支援事業所JOBFiND　職員研修	5人
	6月	みなと福祉会新規採用職員フォローアップ研修	12人
	6月	名古屋市･名古屋市知的障害者福祉施設連絡協議会･愛知県知的障害者福祉協会　新規職員研修	109人
	7月	放課後等デイサービス事業所Liebeせこ職員研修	3人
	7月	中村区自立支援協議会　第2回相談支援部会･第1回子どもの支援を考える連絡会　合同開催	36人
	7月	中川区自立支援連絡協議会人材育成部会支援者ディスカッション	19人
	7月	名古屋市子ども･子育て支援センター　すくすくサポーター養成講座	7人
	9月	西区南部いきいき支援センター職員研修	21人
	9月	名古屋市･名古屋市社会的養育施設協議会　新規職員研修	60人
	9月	名古屋市社会福祉協議会　ホームヘルパー現任研修	18人
	9月	名古屋市強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）	33人
	9月	南区自立支援連絡協議会福祉関係事業所連絡会	66人
	9月	中区障害者自立支援連絡協議会　児童部会	15人
	10月	名古屋市子ども子育て支援センター　すくすくサポーター養成講座	12人
	11月	子どもの権利擁護調査相談員研修	11人
	11月	母子生活支援施設長･職員研修会	14人
	12月	名古屋市子ども子育て支援センター　すくすくサポーター養成講座	7人
	12月	ベーシック（株）･マスケン（株）職員向け研修会	14人
	1月	守山区自立支援協議会児童部会研修	45人
	1月	南区多機関協働研修会	56人
	2月	南区自立支援協議会虐待防止研修	70人
	2月	名古屋市子ども子育て支援センター　すくすくサポーター養成講座	9人
	3月	名古屋市強度行動障害支援者養成研修（基礎）	38人
教育	6月	㈱スターシャル教育研究所　トワイライトスクールスタッフ研修	14人
	6月	名古屋私立幼稚園協会　巡回研修（障がい児）【コンサルテーション】	5人
	6月	名古屋私立幼稚園協会　巡回研修（障がい児）【コンサルテーション】	3人
	6月	名古屋市教育委員会　特別支援教育専門家チーム派遣【コンサルテーション】	4人
	7月	名古屋市教育委員会　特別支援教育専門家チーム派遣【コンサルテーション】	2人
	7月	名古屋市通級指導教室担当者Aグループ（名東区･守山区）研修会	11人
	8月	名古屋市教育委員会　個別の指導･支援推進講座	6人
	8月	名古屋市立天神山中学校ブロック現職教育	90人
	9月	名古屋市教育委員会　特別支援教育専門家チーム派遣【コンサルテーション】	2人
	10月	名古屋私立幼稚園協会　巡回研修（障がい児）【コンサルテーション】	3人
	10月	名古屋市教育委員会　特別支援教育推進講座	23人
	10月	名古屋私立幼稚園協会　巡回研修（障がい児）【コンサルテーション】	1人
	11月	同朋大学学生向け講義	90人
	12月	名古屋市教育委員会　特別支援教育専門家チーム派遣【コンサルテーション】	3人
	12月	名古屋市通級指導教室担当者Aグループ（名東区･守山区）研修会	11人
	1月	名古屋市特別支援教育研究協議会研修部　第2回研修部会	26人
	3月	東邦高校職員研修	113人

対象分野	派遣月	派遣先・研修内容等	参加者数
家族	5月	昭和区東部いきいき支援センター家族サロン	5人
	9月	子育て応援拠点こころと学習会	9人
	10月	さわらび園　母親研修会	16人
	11月	名古屋市地域子育て拠点つながるひろば恵方の家保護者向け講座	7人
	1月	児童発達支援事業所Wing上前津　家族会	8人
	2月	名古屋市地域子育て支援拠点ほっこりわくわくはなのこ広場親子向け講習会	8人
	2月	名古屋市公立保育園父母の会ひまわり部会第3回交流会	29人
その他	10月	生きがい就業支援講習　子育てサポーター講習	18人
	12月	Nagoya Eco Club(なごエコ)定例会	17人
	1月	名阪近鉄バス(株)名古屋市特別支援学校乗務員研修会	20人
	1月	名阪近鉄バス(株)名古屋市特別支援学校乗務員研修会	18人
	2月	東尾張支部商工会青年部勉強会	36人
	2月	子どもに関わるちょこっとボランティアの集い	21人
	3月	シルバー人材センター子育て支援研修	19人
合計	59回		1,502人

(3) 情報発信

発達障害への理解を深めてもらうために、様々な情報発信や意識啓発等を目的としたリーフレットの作成・配布を行っている。リーフレット「発達障害の理解のために」は発達障害に関する知識等をコンパクトにまとめてあり、広く研修等の場で配布している。また、診断を受けたばかりの幼児の保護者向けには、障害特性や基本的な対応等をわかりやすく説明した「広汎性発達障害（自閉スペクトラム症）ってなぁに？」を、思春期・青年期向けには「自立応援ノート～発達障害のあるあなたへ～」をホームページに掲載している。その他、ホームページ上で研修案内や支援ツールを紹介する等、情報を積極的に発信している。

(4) 関係機関等との連携

個別の相談内容に応じて、関係機関と連絡調整し、適切な支援ができるようネットワークを作るとともに、ライフステージを通して一貫した支援ができるように取り組んでいる。

りんくすが参加した関係機関の会議等は以下のとおり。

名古屋市発達障害者支援センターりんくす名古屋運営連絡会
名古屋市発達障害者支援体制整備検討委員会
発達障害者支援センター全国連絡協議会総会・実務者研修会
発達障害者支援センター全国連絡協議会中部・北陸ブロック会議
あいち発達障害者支援センター連絡協議会
愛知県発達障害者支援体制整備推進協議会
愛知県ペアレント・メンター等活動推進連絡会
愛知県発達障害医療ネットワーク連絡協議会
名古屋市重層的支援体制整備事業に関する懇談会
名古屋市障害者就労支援推進会議
強度行動障害者支援事業定例会
愛知障害者雇用支援連絡協議会
ワークダイバーシティ in 名古屋ネットワーク会議
昭和区自立支援連絡協議会（総会、防災部会、精神障害者部会）
緑区自立支援協議会強行部会

重層的支援体制整備事業の包括的相談支援チームの定例会議
名古屋市特別支援教育連携会議
エリア支援保育所園長補佐全体会
ペアレント・メンター活動の関係者交流会
名古屋市障害者基幹相談支援センター運営・調整会議
児童相談機関連絡会
名古屋ひきこもり支援関係団体連絡会議
障害者就労移行支援事業所連絡会

⑸ 地域支援マネジャー事業

地域支援機能の強化のため、令和５年度から地域支援マネジャーを２名配置し、機関コンサルテーション事業（令和５年９月開始）と研修等を行っている。重点領域を強度行動障害（18歳未満）及び触法障害者（18 歳以上）としている。

機関コンサルテーション事業では、対応困難なケースを抱える名古屋市内の発達障害児者を支援する事業所等に対して、事業所訪問、課題の整理、学習会等を行い、事業所での支援方法について一緒に考え、問題解決や状態改善を目指している。令和７年度は、39 事業所に対して８１件実施した。

また、研修会を 10 月、12 月、２月の３回実施し、参加者数は計２００人であった。（表４参照）

⑹ 事業の実施状況

人材育成・普及啓発、関係機関等との連携及び地域支援マネジャー事業の実施状況について、令和５年度からの推移を表６に示す。

表６　事業実施状況の推移（過去３年間）

区　分		実施回数・参加者数等	令 和 5年度	令 和 6年度	令 和 7年度
人材育成・普及啓発	りんくす主催の研修・講演会等	実施回数	16回	17回	17回
		参加者数	1,625人	1,648人	1,595人
	りんくす共催の研修・講演会等	実施回数	23回	25回	23回
		参加者数	1,675人	1,489人	1,269人
	講師派遣	実施回数	51回	48回	51回
		参加者数	3,293人	1,933人	1,479人
	機関コンサルテーション	実施回数	16回	26回	8回
		参加者数	72人	220人	23人
関係機関等との連携	会議等参加	参加回数	56回	68回	77回
地域支援マネジャー事業	機関コンサルテーション	事業所数	5事業所	8事業所	39事業所
		実施件数	10件	31件	81件
	研修・講演会等（再掲）	実施回数	3回	3回	3回
		参加者数	214人	388人	200人

児童福祉センター
のご案内



最寄駅

地下鉄：鶴舞線　川名駅１番出口　徒歩 12 分

市バス：宮　裏　徒歩３分

栄 17 号系統（栄　【吹上経由】⇔ 名古屋大学）

八事 12 号系統（千種駅前【川原通経由】 ⇔ 島田一ツ山）

令和８年１０月発行

令和７年度版（２０２５年度版）　名古屋市児童福祉センター　事業概要

発　行　者　　名古屋市児童福祉センター

所　長　　谷　合　弘　子

〒466-0858　名古屋市昭和区折戸町４丁目 16 番地

TEL（052）757-6111（代）
